

教職教育部 [法学部・商経学部・理工学部・薬学部・文芸学部・農学部]

序 章

1 点検・評価の組織体制と実施経緯

教職教育部は平成元年4月に、教養部内に存続した教職課程を独立させて発足した、新設の部である。したがって、設立当初より、独立の部としての内容・体裁の確立をめざして、所属教職員一体となり、自己点検・自己評価を続けながら、部としての組織を固めてきた経緯を持つ部である。しかし、なに分にも本部は所属学生を持たず、諸学部教員免許取得希望学生を対象としているため、部の組織運営には、関係諸学部との間の緊密な連携・調整が求められる面もあり、種々の困難も存在するが、本学の教育の理念・目的である「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成する」という、基本的な面においては、何ら齟齬するものではないとの信念のもとに、関係諸学部との連携を求め、本部として自己点検・自己評価の確立に努力を続けている次第である。

今回、大学基準協会申請の全学的な、自己点検・自己評価の報告書を求められるにおよんで、あらためて、教員免許取得希望学生の教育という大課題を持つ本部こそ、広い教養と良識としての、「思いやり」「人格」「洞察力」「自主独往」「未来志向」という、教育の基礎的理念の実践を、もっとも強く求められる部であることを認識し、部長以下6名よりなる点検・評価委員を選出し、この委員を中心として、全教職員一体となって、従来の活動の成果の総括と、将来の構想の検討を実施し、この報告書を作成した。

2 「点検・評価報告書」の編集方針

以上のような、本部の自己点検・自己評価の組織体制のもとに、検討を繰り返して作成された本報告書は、記述上、「教職教育部の理念・目的」「教職教育部の学生の受け入れ」「教職教育部の教育課程」「教職教育部の教員組織」「教職教育部の学生生活への配慮」等の諸項目において、主として教育職員免許関連法令との関連性を意識しながら記述している。

そして、これ等のための環境的条件を、より整備・強化するものとして、「教職教育部の教育研究上の組織」「教職教育部の研究活動」「教職教育部の施設・設備」「教職教育部の図書等の資料および図書館」「教職教育部の管理運営」「教職教育部の自己点検・自己評価の組織体制」「教職教育部の社会との連携」等の諸項目について記述するという形式をとっている。なお、これ等を説明するための、各種基礎データ調査については、報告書の理解を容易にするために、できる限り、報告書本文内に挿入する形式をとっている。

本報告が、文部省公示による、平成12年度よりの教員免許関係法令改正にともなう、本部の教職関係教育課程の進行に、さらに寄与させ、そのための今後の、自己点検・自己評価の資となることを願うものである。

本 章

1 教職教育部の理念・目的

ア 教職教育部の理念・目的

a 現状の説明

本部はその名称のとおり、教育職員免許法および同施行規則をもととして、諸学部学生の内、教育職員免許状取得希望者を集めて、学生の所属学部を超えて融和させ、広い教養、良識と常にチャレンジする精神の教育の上に、将来の教育者を育成することを目的としている。他の大学の例を見ると、教職センター等の名称で、学部より独立させている所もあるが、本学のように諸学部と同等に位置づけ、教職教育部という学部組織の上に教職教育を実施している所は、他に類例が少ないものと自負する所である。

b 点検・評価および長所と問題点

本部は各学部より独立の存在に位置づけられているために、教育職員免許法および同施行規則による教育課程を、確実に実施し得るのみでなく、さらに将来の教育者として、必要と思われる本学独自の科目をも設置することができ、教職課程をより充実したものとなし得ている。それだけに授業時間割の編成には、多くの配慮が求められている。特に理科系学部学生と文科系学生とを、授業時間割上でどのように整合させるかは多くの配慮を求められている所である。

c 将来の改善・改革に向けた方策

大学の教育課程は、固定化したものであってはならないことはいうまでもない。特に教職課程の場合には、小・中・高校の教育現状の変化と密接な関係を持つものである。したがって、文部省の学習指導要領の改訂を常に視野に入れての、改善・改革が要求されるものであり、さらに、これを受けての教育職員免許法および同施行規則の改正等への、対応を要求されるものであることはいうまでもない。本部では過去においても何度か、文部省による法・規則等の改正公布に敏速に対応し、自己改革を続けてきたが、現在も、平成11年12月10日の「教育職員養成審議会第三次答申」にみられる、「教育課程の充実と教員養成に携わる大学教員の指導力の向上」の線にそって、教科専門科目と教職専門科目の整合性、そして、本学の教育理念のもとに、より効果的指導に向けての方策を模索中である。

イ 人材養成等の目的

a 現状の説明

上記のような性格のために、本部専属の所属学生はないが、教育職員免許取得希望学生は教職課程履修登録を行ない、本部に所属することとなっている。このために、本部教員は各学部学生の担任制をとり、きめ細かな履修指導・相談等に当たっている。本部において、学生指導の目標として努力していることは、次のような点である。

- I 将来の教育者としての意識の向上を目指し、幅の広い、しかも、人間性豊かな人格の育成。
- II 将来の教育者としての資質として、所与の知識を新たな事象と常に突き合わせて、既知の知識を碎きながら、新たな知識を構築していく構想力・創造力の開発。
- III 将来の教育者として不可欠であるリーダーシップの育成。そして、チャレンジ精神の育成による実践的な人間の形成。

なお、本部の授業は第一部・第二部学生の区別を設けず、開講時間は午後2時50分より9時20分ま

でに集中され、第一部学生は各自の学部授業終了後に、第二部学生は各自の授業開始前に、教職課程を受講できるように配慮されている。このシステムにより、学生は本人の努力次第で、教職課程の履修が可能であり、現に履修希望者は、将来の教育者としての明確な目的意識を持つ、堅実な努力型の学生が多くみられるという好結果となっている。

b 点検・評価および長所と問題点

本部で取得できる教育職員免許は、国語・社会・地歴・公民・数学・理科・英語・美術・工芸・技術・商業・工業・農業・水産の 14 教科にわたっており、学生は本人の努力によって、複数免許の取得ができるようになっている。

なお、各学部授業との重複が比較的少ないため、安易な気持ちで教職課程履修登録を行なう学生がみられ、1～2 学年時において中途脱落者が比較的多くみられる。今後とも履修ガイダンスの徹底が望まれる。

少数ではあるが、午前 9 時の第一時限より午後 9 時 20 分の第七時限授業終了まで、終日にわたり受講している学生もみられ、かなりの過重負担となっている例が報告されている。

c 将来の改善・改革に向けた方策

上記のような現状から、次のような点についての問題点の指摘と、改善・改革のための早急な打開の方策が求められている。

I 各学部との連携をより努め、学生の過重負担を緩和し、より効果的な教育課程・授業時間割の作成に向け、各学部との整合性を求める。

II 各学部において充実できない免許上の教科専門科目（例えば、理工学部での生物・地学・園芸等、法学部および商経学部での哲学・倫理学・史学・地理学等、農学部および薬学部での物理学・地学等々）の、本部における一層の充実、そして、このための教員組織の充実と効果的構成。

III 教職専門科目の実効的展開の検討を目的に、附属高校・中学・小学校との連携を一層強め、合同研究体制を整える。このための教員組織の充実と効果的構成。

IV 上記を踏まえて、教育現場の発展に即した施設・設備の充実。

2 教職教育部の教育研究上の組織

ア 教職教育部の教育研究上の組織の適切性、妥当性

a 現状の説明

本部は、平成元年3月まで教養部内の一課程として位置づけられていた。教育職員免許法の改正にともない、教職教育部として独立することとなった。学部としての学生を持たないが、教職課程登録者は、本部に所属することになっている。

本部は現在、教授、助教授、講師、15名によって構成されている。各教員は学生に対して担当学部を割り当てられており、学部担当者として各学部の履修者の指導・相談にあたると同時に、本部と各学部との連絡調整にあたっている。

部として独立した存在であるから、教員全員が本部の専任者会議によって議案を検討している。具体的な立案に関しては、教務委員会、図書委員会、教育実習運営委員会等の委員会でおこなっている。なお、緊急の案件があった場合、検討委員会等を作って案件に対処している。例えば、平成11年度からの介護等体験の実施にあたって介護等体験検討委員会を、平成12年度 of 教育職員免許法の改正にともなってカリキュラム検討委員会を作り、具体的案件の検討をおこなった。

本学は総合大学で多数の学部から構成されているが、各学部の学生には同じ科目を複数で提供し、任意に受講できる時間割を編成している。また、学部の壁がないばかりか、第一部、第二部学生の区別を無くしている。そのため本部の開講科目は第4から第7時限（午後2:50～9:20）に集中している。

b 点検・評価

かつて教職課程が教養部の一課程であった際には、会議において教職と関わっていない者の参加が多く、教職に関する案件の議論が十分でなかったり、決定が遅れたりすることがあったが、本部独立後は十分な議論と迅速な意思決定が可能になっている。また本部内における連絡も密に取れている。平成12年度からの教育職員免許法の改正に対するカリキュラム編成においても適切かつ迅速な対応ができた。

問題点として、本部内での連絡が密に取れているのに対して、本部と各学部との連絡協議がスムーズでないことがあげられる。今回の教育職員免許法の改正によって中学校教員免許取得に必要とされる教育実習が3～4週間に延長されたが、これだけの長期間実習に参加する場合、各学部の協力は不可欠である。今後、本部と各学部との連絡を密にして、学部を越えたプロジェクト構成が必要になるとと思われる。

c 将来の改善・改革に向けた方策

今後の改善点として、各学部との連携を強め、教職に関する案件を全学的な問題として議論することである。すでにそのような機関として「教職課程運営委員会」が存在するが、十分に機能しているとは言えない状況にある。今後、「教職課程運営委員会」を定期的開催することで、各学部との連絡を密にしていくことが望まれる。

3 教職教育部の学生の受け入れ

a 現状の説明

本学の教職課程は、教職教育部が主体となって開講している「教職に関する科目」「教科に関する科目」「教育職員免許法施行規則第 66 条の 5 に定める科目」と各学部各学科が主体となって開講している「教科に関する科目」（その多くが専門課程の卒業に必要な単位と重なっている）によって、主として構成されているが、教職課程への学生の受け入れに関しては、本部に所属する専任教員が主体となって履修ガイダンス等を行っている。履修希望者は履修登録のうえ受講を認められるが、履修登録等の事務手続きは、教職課程教務課が担当している。教職課程の履修開始は、1 年生から可能であるが、科目の性格から 2 年次以降でないと履修できないものもある。各学部の専門課程と並行しての履修であるため、また、教育実習や近年義務づけられた「介護等体験」との兼ね合いなどもあって、できるだけ 1・2 年次からの履修をすすめているが、3 年次以降に履修を開始する学生もいる。また、科目等履修生、編入生も受け入れている。履修ガイダンスは、新 1 年生対象のものと、2・3 年生対象のものに分けて実施しているが、新 1 年生対象のガイダンスは、多人数のため、学部別に分けて実施している。時期は、いずれも 4 月の中旬に実施し、その場で希望者に予備登録をさせ、その上で、4 月の下旬に教職課程教務課にて本登録をさせている。

授業は教員免許取得希望学生のみを対象としているため、主に第 4 時限から第 7 時限の間（午後 2:50～9:20）に開講を設定し、第一・二部合同という形で希望学生の便をできる限り配慮する形式をとっている。その授業形態は大学の授業としてももちろん講義形式が主体となるが、教職教育という使命上から講義形式のみで実施することは不可能であり、学習指導案等の作成練習、各種機器利用による教育演習、教科実験演習、さらには模擬授業演習等々、学生自身に教育の実践について体験させる授業形態に留意している。そして、教職教育の総仕上げとして、附属の高等学校・中学校、並びに主として近畿各県の高等学校・中学校に依託して、教育実習の派遣学習を実施している。本部が主体として開講している教職課程科目の単位修得は、基本的には教員免許取得を前提とするものであるから、その成績の評価も、教員としての十分な資質が培われることを前提にしていることはいままでもない。

なお、平成 11 年度の教職課程登録者、すなわち免許取得希望者と、教職課程を修了し免許を取得した者の学部別一覧表、ならびに免許教科別の免許取得者の一覧を参考までに示すと、以下のとおりである。

※ 平成 11 年度 教員免許状取得状況（平成 12 年 3 月卒業生）

*（ ）内数は女子内数

*取得者は延べ人数

表一 1 法学部（第一・二部）

		社会	地理歴史	公民	英語	英語
取得希望者	取得者	中 1	高 1	高 1	中 1	高 1
119(28)	34(5)	24(4)	17(4)	16(3)	6(2)	6(2)

表-2 商経学部（第一・二部）

		社会	地理歴史	公民	英語	英語	商業
取得希望者	取得者	中1	高1	高1	中1	高1	高1
339(72)	45(12)	14(4)	22(6)	12(5)	9(3)	9(3)	12(4)

表-3 理工学部（第一・二部）

		数学	数学	理科	理科	工業	技術
取得希望者	取得者	中1	高1	中1	高1	高1	中1
173(35)	62(15)	21(6)	21(6)	29(8)	32(8)	8(1)	8(1)

表-4 薬学部

		理科	理科
取得希望者	取得者	中1	高1
8(4)	3(1)	3(1)	3(1)

表-5 農学部

		理科	理科	農業	水産
取得希望者	取得者	中1	高1	高1	高1
182(105)	56(36)	52(36)	52(36)	35(21)	3(2)

表-6 文芸学部

		社会	地理歴史	公民	英語	英語	国語	国語	美術	美術
取得希望者	取得者	中1	高1	高1	中1	高1	中1	高1	中1	高1
156(105)	77(58)	11(8)	9(8)	5(5)	32(22)	33(23)	12(10)	16(12)	14(13)	15(13)

平成12年3月卒業者について集計してみると、入学当初の教職課程履修登録者数は、991人（内女子352人）で、卒業時に免許を取得した学生は、277人（内女子128人）で、入学当初の登録者の約28%ということになり、現行法規下における教員免許の取得が、学生にいかに多大の努力と負担を要請するものであるかが推察できる。これを平成8年3月卒業者のデータ（登録者総数1,164人 取得者392人）と比較すると、登録者が約170人程度減少しており、これは多分に、少子化による近年の教員採用の全国的な激減を反映しているものと思われる*。

*平成元年度の全国公立学校の教員採用者総数が33,615人であったのに対して、平成10年度においては19,437人減の14,178人となっており、大幅に減少している。しかも、平成10年度において、大学院修了者を含む新規学卒者の採用数は4,704人で採用者数全体に対する割合はわずか33.2%となっている。その他は、非常勤講師、臨時採用等の実績をもつ者の採用が41.2%、民間企業等の勤務経験を有する者の採用が7.1%で、ここ数年において、新規学卒者の割合が減少しているのに対して、教職経験および民間企業等の勤務経験を有する者の割合が増加している。

しかし、このように教員への道が大変狭き門であるにもかかわらず、教職免許取得への志向、教育への関心は、学生の間になお根強いものがある。近年の経済不況の影響によって資格取得への志向が強まっているのかもしれない。これからの不安定な社会状況を考えても、また、本格的な生涯学習型社会へと向かおうとするこれからの社会の在り方を考慮しても、「将来いつか有効に働くかもしれない」という期待が教職の資格に抱かれているとも思われる。

また、今日ますます顕著になりつつある、家庭崩壊、いじめ、学級崩壊、不登校、こころの荒廃など、子ども、青年、大人を取り巻く教育の現実問題に対する関心が、自己のアイデンティティーを模索しつつある青年期にある学生たちの「生き方への問い」とも連動して、教育や人間や社会の意味を考えてみたいという実質的な動機を形成していると感じられるところも少なくないのである。その中に、教師という職業への熱意と使命感をもって教職課程の勉学に励む学生も少なからず存在している。また、今まで社会や家庭の在り方、自己の生き方や教育の意味の問題などにあまり触れることができなかった学生が、教職課程にそれを求めてくる場合も多々存在していることも、教員の側が身をもって実感しているところである。本部は、そのようなすべての学生が、教職課程の講義・演習の履修、教育実習、介護等体験などを通じて自分なりに「自己発見」をし、人間的成熟を遂げてくれることを希望しつつ、学生を受け入れている。そしてまた、教職への熱意をもった学生にはその熱意を育て、実質的な力量の形成へと導けるように、各教員が連携して努力しているところである。

b 点検・評価

平成元年4月1日に本部が創設されて以来、全学部の教職課程履修希望者に対する受け入れ体制は、より充実したものとなっている。たとえば、履修ガイダンスや学生の個別の履修相談に関しては、教職教育部の教員全員が各学部担当に別れ、手分けして当たることを原則としている。学生が担当教員に会えない場合に生じてくる不都合は、事務職員の協力のもと、教員全体で補うよう努力している。しかし、今後よりいっそうスムーズな履修相談の体制づくりにむけて、努力されなければならないであろう。また、これまで、第一部・第二部両方の学生への配慮から、開講時間帯を主として第4から第7限に置いていたが、現時点でも3、4年生を中心に第1限から第4限までの開講を要望する声が聞かれたり、夜遅くなる7限目の受講は負担であるとの学生の声も聞かれる。どのような開講形態が良いのか、今後調査をしてみる必要があるかもしれない。全学的にも、第一部と第二部の時間帯の区分が取り払われる傾向にあるのであるから、なおさら検討してみなければならない課題である。

本部では教職課程を履修する学生の受け入れに関して、「入口」での選抜はいっさい行っていない。希望する学生はどんな学生でも本学の学生、科目等履修生であれば、所定の時期に所定の手続きを完了すれば、履修する自由があるからである。したがって、本部としては、受け入れた学生をどのように向上させ、教員免許を授与するにふさわしい資質を得させたかということをもって、学生の受け入れに対する自己評価をしなければならないであろう。本部教員にとって学生の受け入れとは、最終的には、それぞれの学生がどのような手ごたえを感じて課程を修了したか、ということとも連動してくる問題だからである。しかし、少なくとも、厳しい教育課程を、しかも各学部の専門課程と並行した過密なスケジュールの中で努力して教職課程を修了し、教育実習で成果を修めた学生は、総じて一定のレベルには到達しており、原則として、免許を授与されるにふさわしい資格を得ていると実質的に評価できるものがある。ただし、例外なしとしない。その意味で、まず、各授業の指導法の充実（ファカルティー・ディヴェロップメント）に向けて、各教員がますます努力しなければならないであろう。本部としては、平成13年度より「教育総合演習」を開講するに当たり、その気持ちを新たにしているところである。

また、教育実習への取り組み方の点検、ならびに事前・事後指導の充実が、今後とも必要になる

ことはいうまでもない。現時点でも教育実習校への訪問指導をできる限り可能な範囲内で行い、事前・事後指導の充実に尽力しているが、ごくまれに、実習生の心構えが充分形成されていなかったために実習の途中辞退などを招くことがある。今後、なおいっそうの努力が必要と考えている。しかし、年間 400 人近い数多くの実習生を抱えているため、時として指導に行き届かぬところが出てくるという要因も少なくない。このことは通常の授業においても当てはまる。本部は、これからの時代に求められるより資質の高い教職教育を目指すものである。したがって、以上の点に関しては、指導体制・教育内容の充実・改善とともに、今後の本部教員、および事務スタッフの増員と充実が待たれるところである。

c 長所と問題点および将来の改善に向けた方策

学生の受け入れと教育に関しての改善策を考えるとき、まず問われるべきは、受け入れと教育そのものの理念である。本部ではこれまでも、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成する」という本学の建学精神にのっとりて教職教育に取り組んできた。今後もいっそうその理想の実現をめざしてはいるが、特に課題となるのは、次の三つの理念の実現であると考えている。

I 教員を目指す確固とした意志と意欲に満ちた学生には、早くから教職につくに当たっての将来の展望と、それへ向けての具体的計画を自ら持つことができるように援助することを目標にして、学生の受け入れと教育を行うことが必要である。この点では、「入口」の問題は「出口」の問題と連動しており、教職へのより具体的な進路指導も念頭に置かなければならない。これまで、本部では、このことに関して教員間で研究会を重ねてきているが、未だ具体的な成果をあげるには至っていない。幸い、今回の教育職員免許法一部改正に伴う新課程では、教職ガイダンス・進路指導に関する科目が新設されるが、本部ではそれを「教師論」という名称で開講することになっており、担当教員は、本学の現附属高校長（兼本部部長）をはじめとして、いずれも学校長経験者である。今後、この科目との連携もはかつていく必要があるであろう。

教育職員養成審議会の答申（平成 11 年 12 月 10 日第 3 次答申）にも示されている三つの「教員に求められる資質能力」のうち、一番目にあげられている教員の「いつの時代にも求められる資質能力」とは、まず、「専門的職業である『教職』に対する愛着、誇り、一体感に支えられた知識、技能の総体」といった意味内容を有するものと解される。本部としてもまずこのことを念頭において、地に足のついた教職教育を目指して、学生を受け入れることが今後必要であろう。

II 教職課程を修了するということは、結果的に、学生に、教育に焦点づけられた実践的教養を身につけさせることとなるといってもよいであろう。学生に教職への志向が芽生える芽生えないとにかかわらず、本部教員としては、これからの混沌とした時代状況下にあつて 21 世紀を生きる学生たちに、自分自身の「生き方」の問題、そして学校、社会、家庭の在り方の問題を深く考えさせ、そのことを通じて新たな自己発見、人間的成熟を遂げさせて、社会に送り出すことに大いなる意味を感じるものである。教職課程を履修している学生自身もそういったことを求めていることは、これまでの学生との交流の中でも充分に感じてきたところである。このような広い意味での人間教育の場として教職教育のカリキュラムが寄与できることを目標にして、またその実現を念頭において、学生の受け入れと教育に臨むことが今後よりいっそう求められるであろう。

教育職員養成審議会の答申では、二番目に、教師に「今後特に求められる資質能力」があげられており、それには次のように記されている。「これからの教員には、変化の激しい時代にあつて、子

どもたちに自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの『生きる力』を育成する教育を行うことが期待される。そのような観点から、今後特に教員には、まず、地球や人類の在り方を考えるとともに、培った幅広い視野を教育活動に積極的に生かすことが求められる」。換言すれば、子どもの「生きる力」の育成のためには、教師自身が自らの生きる意味について問い、探求・模索し、成熟した責任ある大人へと成長して、「生きる力」を体現していなければならないということである。教職を目指す者のみならず、すべての学生が、将来、人の親となったり社会に出て責任を担うようになるのである。学生は、必然的に大人として、後続世代に対しても、あるいは、先行世代に対しても（老人介護などを通して）、自らの力を発揮し貢献しなければならないのであるから、いうまでもなく「生きる力」は、すべての成人に共通に必要とされる人間的資質である。今日、それが社会全体において危機にさらされているだけに、いっそう、教師にも強く求められているのである。もちろん、こういったいわば大人の「生きる力」は、大学教育だけで啓培されるものではない。しかし、大学教育全体の中で教職教育がそのことに寄与することには大きな意義がこれからもあるであろう。しかもその上、教職教育では、特に子どもや青少年の「生きる力」をどう育むかという具体的な課題に、教科教育、教育学、心理学、道德教育、教育実習、介護等体験、総合演習などを通して挑戦し、学生自身が自ら実践を試みることによって勝れた意味での実践的教養を身につけていくものである。このような学びの経験は、教師になる者にとっては、教師生活へのほんの入口であるにしてもそれは貴重な入口であるし、すべての学生にとってそれは貴重な社会生活・家庭生活への入口になるのではなかろうか。学生が、自らの専攻と並行して、いわば副専攻的に教職課程を修了することの実質的な意義がそこにあるのである。いうまでもなく、この意義は、「広い教養、良識と常にチャレンジする精神をもち、そして実践的な学問、実学を旨とする」という本学の教育の理念を徹底する意味でも、たいへん重要である。

Ⅲ 上のこととも関わるが、教職免許を取得することだけが当面の目標である学生に対しても、いつでも彼らが教職への使命に目覚めるかもしれないことを配慮しつつ受け入れ、教育を行うことが必要である。教育職員養成審議会の答申には、三番目に、「得意分野を持つ個性豊かな教員の必要性」が謳われている。その点、本学の専門課程で研鑽を積んでいる熱心な個性ある学生が、教職へ関心を持ったときに、いつでも柔軟に受け入れる用意がなくてはならない。また、答申の同じ箇所には、「教員一人一人の資質能力は決して固定的なものではなく、経験を積むことにより変化し、成長が可能なものであり、それぞれの職能、専門分野、能力・適性、興味・関心等に応じ、生涯にわたりその向上が図られる必要がある」と記されているが、このことは学生の段階でもいえることであり、はじめから強い教職への志向を持った学生だけが優れた教師に成るとは限らないことを認識した上で学生を受け入れるべきであろう。同時にいえるのは、教員免許を取得すれば、たとえすぐに教員にならなくても、生涯のどこかの段階でそれが有効に生かされる可能性が、これからの時代においては今まで以上に増大してくるということである。今日の新規学卒者の教員採用激減は、少子化による児童・生徒数の減少が大きな原因であるが、その他に社会人経験者の積極的採用という文部省の意図も絡んでいることは答申にも示されているところである。これからの生涯学習時代をにらんで、今後の教職課程への学生の受け入れの理念を、ますます柔軟に考えて、転換をはかつていかねばならないであろう。

以上のような学生の受け入れの理念をもってこれからの教職教育に臨んでゆくことが何よりも必

要であるが、それを実現するためには、その条件整備を十分に考える必要がある。

学生の受け入れに関して、本学の教職課程は全学部に対して開かれており、その意味では、開放制の教員養成の理念に基づき、視野の広い、多様な個性や能力をもつ教員の養成を可能にする条件が整っていることは長所の一つといえるであろう。また、逆にいえば、自己の専門を修得し社会人となる学生にとっても、教職課程を履修する機会に恵まれていることは、教員免許を取得し、教職への道が開かれているだけでなく、教育の意味、人間の生き方、社会のあり方などについて考えを深め、そのことによって彼らが教養と人間性の幅を広げる可能性をもつということでもある。本学が教職課程に現在のような体制で学生を受け入れることの長所は、以上両面において存在しているといえよう。本学の教育目標である他者に対する「思いやり」をもった人格、社会の在り方や人間の生き方に対する深い「洞察力」をもちつつ、「未来を志向する」人格の育成に、教職教育が大きく寄与できるゆえんがそこにある。

しかし、もちろん、今後の問題点も存在する。その一つとしてあげられるのは、これからの生涯学習時代を迎えるに当たって、より幅広い人々への履修の機会が保証されているかどうかということである。折しも、従来の大量生産・大量消費型社会からポスト工業化社会、高度知識社会への転換を遂げようというこの現在の過渡的社会状況において、近代国家の発展、産業化に寄与してきた近代の学校教育制度が、根本的に問い直され、生涯学習社会の中でその役割が再構築されようとしている。それに伴って、教員の養成の在り方に関してもこれから大きな変化が予想されるのである。この度の免許法の一部改正はその第一歩に過ぎない。例えば、教育職員養成審議会の第二次答申（平成10年10月29日）では、「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」述べられており、「実践と理論の統合を図り教員の資質能力をより速やかに全体的に高めるため、可能な限り多くの現職教員が多様な形態で修士レベルの教育を受けることができることを可能とする条件整備等について」提言されている。このような提言がなされる背景にあるのは、これからの生涯学習社会における教員資質の向上は、養成・採用・研修の各段階を通じて図られるべきものであり、そのライフステージに応じて求められる必要があるという考えである。そして、それがこれまでも増して明確になってきているということなのである。その中で、現職教員の再教育、社会人経験者の教職教育などが、大学・大学院教育を通じて積極的に押し進められるべきだとしている。このような流れの中で大学における教職課程の意味も再定義されていくことも考えられる。期間の拡張や再教育の受け入れを含めた内容の高度化をふまえて、今後多くの大学が改革に動き出すであろう。本学でも教職教育を目的とした修士課程の設置を含めた改善策が議論される必要があるのではなかろうか。その実現は即座には困難であるが、現状から多少なりとも踏み出すために、次のような改善策は、最低限必要なものと考えられる。

一つは、大学院生の受け入れに関してである。大学院に進学した学生が、大学院生になってから教職課程を履修したいと考えた場合に、大学院課程と並行して、一種免許を取得するための教職課程が履修できないという現実が本学には存在している。もちろん、学部4年間で一種免許を取得した大学院生には、専修免許取得への道が開かれてはいるが、そうでない大学院生には一種免許も専修免許の道も閉ざされていることになる。また学部在学時に教職課程をすべて修了できずに大学院へ進学した学生は、新たに科目等履修生の手続きをとらなければ教職課程を受講できないという現状も、学生にとっては厳しいものである。組織上の問題や事務上の問題を解決し、大学院生に対し

て教職課程がもっと開かれたものになることが必要ではなかろうか。質の高い教員養成を目指さなければならない今日の教職教育を考える上でもこのことは必要であるように思われる。さらには、社会人の科目等履修生の受け入れも含めて、事務機構の整備、改善、充実が望まれる。

今一つは4年生からの受け入れに関してである。現在まで、4年生からの教職課程の履修の認可に関しては、「4年間で完了すべき教職課程」という従来型の発想から消極的にならざるを得なかった。しかし、学生が積極的に留年したり、他大学への編入学・再入学をしたり、大学院へ進学したり、社会人を経験してから大学へ再入学、大学院へ入学するといった、多様な可能性がますます増加していくことに鑑みて、4年生からの学生の受け入れについても再検討し、方針を定めなければならないであろう。たとえ、4年間で教職課程が修了できなくても、学生が本学在学中に修得した単位は、(例えば、他大学の通信教育課程を受講するなどの場合に)後々までも活かせるのであるから、学生は履修する権利を本来有していると考えてしかるべきではなかろうか。できるだけ柔軟な受け入れ体制を実現させるのが、これからの時代のニーズに応える在り方であるとも考えられる。以上の点をよく検討する必要があるであろう。

第三の改善策は、学生のスムーズな教職課程の履修を可能にするための学内における単位の融通性の問題である。今回の免許法改正では、「教職に関する科目」を卒業単位として重ねて読むことが認められたのだが、このことは、教員養成を主たる目的とする大学以外の大学における教職課程受講学生の過重負担に配慮したものである。本学ではこの点に関して、本部から問題は提起されているものの学内の議論は始められていない。このことは、各学部教育課程との兼ね合いで考えられるものであるだけに、本学のような総合大学では調整がむずかしい問題である。しかし、学生のあまりにも過重な負担を軽減する意味で、学生のためにこれから模索すべき事柄のように思える。これも、学生の受け入れの在り方に関わる問題として提示されよう。

4 教職教育部の教育課程

ア 教職教育部の教育課程とその理念・目的

a 現状の説明

教職教育部は、本学学則第 15 条に基づいて設置されている独立した教育研究組織で、教職課程の運営とその学生教育に当たっている。教職課程は、いうまでもなく、教育職員免許法および同法施行規則（以下、免許法と略す）の規定に基づいて設置されているものであり、免許法は、「教職に関する科目」「教科に関する科目」「免許法上の基礎科目」の 3 領域からなる授業科目を用意するよう規定している。これらの 3 領域の授業科目について、本部では表－1～表－3 の各科目を開講している。

表－１ 教職に関する科目

施行規則に定める区分	その領域	科 目	単 位	修得必要単位数	履修学年
教職の意義等に関する科目	(A) 教職の意義・目的	教師論	2	2	1～4
教育の基礎理論に関する科目	(B) 教育の理念・歴史・思想	教育史	2		
		教育哲学	2	2	
		教育学概論	2		
	(C) 生徒の発達・学習過程	学習心理学	2	2	1～4
		発達心理学	2		
	(D) 教育に関する社会・制度・経営	教育行政学	2	2	
		教育社会学	2		
教育課程及び指導法に関する科目	(E) 教育課程・方法技術（情報機器及び教材の活用を含む）	教育課程・方法論Ⅰ	2	4又は2	1～4
		教育課程・方法論Ⅱ	2		
	(F) 道徳の指導法	道徳教育論	2	2又は0	2～4
	(G) 特別活動の指導法	特別活動論	2	2	1～4
	(H) 各教科の指導法	国語科教育法	4		
		社会科教育法	4		
		地理歴史科教育法	4		
		公民科教育法	4		
		数学科教育法	4		
		理科教育法	4		
		美術科教育法	4		
		工芸科教育法	4	4	2～4
		技術科教育法	4		
		農業科教育法	4		
		工業科教育法	4		
		商業科教育法	4		
		水産科教育法	4		
		英語科教育法	4		
生徒指導、教育相談、進路指導等に関する科目	(I) 生徒・進路指導	生徒指導論（進路指導を含む）	2	2	
	(J) 教育相談	教育臨床心理学	2	2	1～4
総合演習	(K) 教育総合演習	高齢化と日本人の死生観	2		
		人権教育演習	2	2	2～4
		ほか13科目程度			
教育実習	(L) 事前及び事後指導	教育実習特講（人権教育を含む）	2	2	2～4
	(M) 教育実習	教育実習	4又は2	4又は2	4
計				32又は26	

表-2 教科に関する科目（教職教育部開講分のみ）

免許教科	科目名	単位	学 部							
			法	商	経	文	芸	理	工	農
◇社 会	日本史概論Ⅰ・Ⅱ	各2	◇ □	◇ □						
□地理歴史	外国史概論Ⅰ・Ⅱ	各2	◇ □	◇ □						
△公 民	地理学概論Ⅰ・Ⅱ	各2	◇ □	◇ □		◇ □				
	地誌学概論Ⅰ・Ⅱ	各2	◇ □	◇ □						
	自然地理学概論Ⅰ・Ⅱ	各2		□	□	□				
	哲学概論Ⅰ・Ⅱ	各2	◇ △	◇ △						
	倫理学概論Ⅰ・Ⅱ	各2	◇ △	◇ △						
○理 科	生物学概論Ⅰ・Ⅱ	各2						○		
	生物学実験	2						○		
	地学概論Ⅰ・Ⅱ	各2						○	○	○
	地学実験	2						○	○	○
	物理学概論Ⅰ・Ⅱ	各2						○	○	
	物理学実験	2						○	○	
○技 術	木材加工（製図・実習）	4						○		
	園芸学（実習）	4						○		
	金属加工	4						○		
	電気工学実験	1						○		
	機械工学実験	1						○		
○農 業	職業指導	4								○
○工 業	職業指導	4						○		
○商 業	職業指導	4			○					
○水 産	職業指導	4								○
○英 語	英語学概論	4	○	○						
	学校英文法	2	○	○						
	英語音声学	2	○	○						
	英語音韻処理	2	○	○						
	英語史	2	○	○						
	英文法演習	2	○	○						
	英語簡読	2	○	○						
	英米文学概論	4	○	○						
	英米文学研究	2	○	○						
	実習英語会話	2	○	○						
	表現英作文	2	○	○						
	英語実習（L.L.）	2	○	○						
	比較文化概論	4	○	○						
	英語文化事情	2	○	○						

注1) 教科に関する科目は、原則として、各学部の専攻科目の単位を充てるが、学部・学科によっては免許状取得に必要な一部の科目が開講されていないので、本部がそれら科目を一括して開講している。上記はそれらの科目のみを示したものである。

2) 学部欄に表示した○・◇・□・△の記号は、免許教科欄に示した記号に対応している。

3) 科目名に付した括弧はそれに含まれる内容を表す。

表－3 免許法上の基礎科目
教育職員免許法施行規則第 66 条の 5 に定める科目

免許法施行規則による科目名	科 目	開 講 主 体	単 位	修得必要単位数	履修学年
日本国憲法	日本国憲法	教職教育部	2	2	1～4
体育	体育	教職教育部	2	2	2～4
外国語コミュニケーション	英語表現	教養部	2	2	2～4
情報機器の操作	*	各学部・学科	2以上	2以上	*

注 1) 本部では「日本国憲法」と「体育」のみを開講している。

2) *印は、科目名と履修学年が学部・学科によって異なることを示す。

表－1～表－3に示した各科目うち、表－1の「教育実習」のみは大学を離れて教育現場で行う唯一の実習科目であり、免許法によって中学校教諭免許状取得者には4単位が、高等学校教諭免許状取得者には2単位が義務づけられている。本部では、受講学生の教育実践に対する知識の獲得の面でも、また精神的な成長の面でも、教育実習がもっとも望ましい最終学年に、これを位置づけて必修で取り組ませている（表－4）。また、免許法では教育実習の「事前及び事後指導」の実施が規定されているので、本部では「教育実習特講（人権教育を含む）」を必修科目として履修させるとともに、一斉ガイダンスの形式で必要な事前・事後指導を年間を通じて繰り返し行っている。

表－4 教育実習の実施学年と単位数

学 部	学 年	取得しようとする免許状の種類	
		高等学校教諭一種免許状	中学校教諭一種免許状
全 学 部	3 年		「介護等体験」
	4 年	教育実習（高等学校・2単位）	教育実習（中学校・4単位）

注) 「介護等体験」は、免許法とは別の「介護等体験特例法」によって、中学校教諭免許状取得者のみに義務づけられているものであるが、参考までにこれを並記した。

以上の、本部における教育活動によって、各学部・学科においては以下の免許状取得が可能となる（表－5）。

表－5 各学部・学科における取得可能な免許教科

法学部	法律学科	中学校一種社会, 高等学校一種地理歴史, 高等学校一種公民, 中学校一種英語, 高等学校一種英語
	経営法学科	中学校一種社会, 高等学校一種地理歴史, 高等学校一種公民, 中学校一種英語, 高等学校一種英語
商学部	商学科	中学校一種社会, 高等学校一種地理歴史, 高等学校一種公民, 中学校一種英語, 高等学校一種英語, 高等学校一種商業
	経済学科	中学校一種社会, 高等学校一種地理歴史, 高等学校一種公民, 中学校一種英語, 高等学校一種英語, 高等学校一種商業
	経営学科	中学校一種社会, 高等学校一種地理歴史, 高等学校一種公民, 中学校一種英語, 高等学校一種英語, 高等学校一種商業
理工学部	数学物理学科	中学校一種数学, 高等学校一種数学, 中学校一種理科, 高等学校一種理科
	化学科	中学校一種理科, 高等学校一種理科
	応用化学科	中学校一種理科, 高等学校一種理科
	機械工学科	中学校一種技術, 高等学校一種工業
	土木工学科	中学校一種技術, 高等学校一種工業
	電気工学科	中学校一種技術, 高等学校一種工業
	原子炉工学科	中学校一種理科, 高等学校一種理科
	金属工学科	中学校一種技術, 高等学校一種工業
	建築学科	中学校一種技術, 高等学校一種工業
	電子工学科	中学校一種技術, 高等学校一種工業
	経営工学科	高等学校一種工業
薬学部	薬学科	中学校一種理科, 高等学校一種理科
農学部	農学科	中学校一種理科, 高等学校一種理科, 高等学校一種農業
	水産学科	中学校一種理科, 高等学校一種理科, 高等学校一種水産
	農芸化学科	中学校一種理科, 高等学校一種理科, 高等学校一種農業
	食品栄養学科	中学校一種理科, 高等学校一種理科, 高等学校一種農業
文芸学部	文学科	中学校一種国語, 高等学校一種国語, 中学校一種英語, 高等学校一種英語
	芸術学科	中学校一種美術, 高等学校一種美術, 高等学校一種工芸
	文化学科	中学校一種社会, 高等学校一種地理歴史, 高等学校一種公民

(注1) 法学部・商経学部における、免許教科のうち「高等学校一種地理歴史」は第1部法学部、第1部商経学部に限る。

(注2) 食品栄養学科における免許教科のうち、管理栄養士専攻は「中・高一種理科」に限る。

b 点検・評価

前述のように、教職課程における教育課程は免許法によって強く規制されている。本部ではこれらの規定を遵守するとともに、これに加えて従来から、「思いやりをもった人格の育成」という本学の理念にも照らして、人権教育の領域にも力を入れて指導を行ってきた。具体的には、「教育実習特講（人権教育を含む）」を必修で置き、教育実習の事前・事後指導に当たって、実習先の生徒の人権的側面に配慮した指導を行うほか、さらに、選択によって「人権教育演習」等の科目が履修できるよう配慮している。また、改正免許法によって今回はじめて必修化された総合演習についても、専任教員等により計15展開程度の選択幅を設け、「教育総合演習」の各科目を用意して平成13年度からの実施に備えている。

ｃ 長所と問題点および将来の改善・改革に向けた方策

本部は 15 名の専任教員によって構成されているが、本学のように教職課程を運営する部署が独立している大学はそう多くないものと思われる。本部が部として独立していることにより、きめ細かい学生指導や、教職員相互に連携のとれた教育活動が可能となることはもとより、教員の研究活動にも予算面その他で便宜が図られている。

他方、表－２にもあるように、「教科に関する科目」の一部を本部が開講しているが、これらの科目は本来、学部教育によって指導されるべき科目であり、各学部・学科におけるいっそうの開講科目の拡充が望まれる。また、15 名という専任教員の数と同規模の大学に比して決して少なくはないが、さきの教育職員養成審議会の答申にも示された今後の教員養成の重要性を考えると、教員組織のいっそうの充実による教育課程の改善・改革が望まれる。

イ 学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

学校教育法第 52 条および大学設置基準第 19 条の趣旨が遵守されていることはもとより、その上に立ち、前述のように免許法の趣旨をも充足して教育活動に当たっている。

ウ 専門教育の編成における配慮

本部では学部の専門教育に相当する教育を直接行っておらず、また、その立場にもない。ただし、表－２の「教科に関する科目」のなかには、法学部、商経学部、文芸学部、理工学部等の専門教育を補う科目が相当数含まれている。本部ではそれらの科目をⅠ・Ⅱ（各 2 単位）に分割し、学生による選択履修が可能となるよう配慮している（社会系の各免許教科と理科の場合）。

エ 教養教育の編成における配慮

本部では教養部の教養教育に相当する教育を直接行っておらず、また、その立場にもない。ただし、表－１の「教職に関する科目」のなかには、子どもや受講者本人にかかわる教育学的・心理学的な基礎教養にかかわる科目が相当数含まれている。これらの科目は教養教育の一翼を担う科目とも考えられるので、本部では可能な限り選択に幅をもたせ、学生の興味・関心に応じた履修が可能となるよう配慮している。

オ 外国語科目の編成における配慮

本部では一般の外国語科目にかかわる教育を行っておらず、また、その立場にもない。ただし、法学部と商経学部における免許教科の英語にかかわる各科目を開講しており（表－２）、免許法の規定（20 単位以上の修得が必要）を大幅に上回る必修規定を設けている（中学校免許の場合 28 単位以上、高等学校免許の場合 34 単位以上）。加えて、それらの科目のうち、概論にかかわる 3 科目（「英語学概論」「英米文学概論」「比較文化概論」）を除く残り 11 科目で、通常 4 単位に計算される通年授業を 2 単位扱いで開講しており、いっそうの学力充実が図られるよう配慮している。

カ 卒業所要単位に占める各科目の配分

ａ 現状の説明

「教職に関する科目」、教職教育部が開講する「教科に関する科目」とも、これまでのところ、本学では卒業所要単位に換算していない。このため、教職課程履修者は、卒業所要単位に加えてこれらの科目の相当数の単位（例えば、社会系の各教科の免許状を取得する場合、平均して 40 単位程度）を修得する必要がある。

b 点検・評価、長所と問題点

卒業所要単位に加えて相当数の単位を修得する必要があるため、密度の濃い学修が要求される反面、教職課程受講者には、かなりの負担増ともなっており、教員採用状況の厳しさとも相まって、途中で履修を放棄するケースも相当数見受けられるのが実状である。

他方、今回の免許法の改正にともない、文部省は、教職課程で取得した単位の一部を卒業所要単位に含めることを認める立場をとるにいたった。これは改正免許法によって、開放制の一般大学における教員免許取得が、事実上かなり難しくなったことを受けての指導であると考えられる。実際、多くの大学で教職課程での取得単位の卒業単位への読み替えの道を模索し、あるいはこれがすでに実施に移されている大学もあるが、本学ではこれまでのところそうした措置は取られていないので、今後検討していくことが望まれる。

c 将来の改善・改革に向けた方策

教職課程が、専門職としての教員養成にとどまらず、広く人間の発達や人格の形成にかかわる基礎的・実践的な教養を提供しうるものだとすれば、教育基本法に照らしても、そこで培われた知識や技能、実践力は広く学部教育でも生かされるべきものであろう。また、わが国の家庭教育や社会教育の危機的な現状を思うとき、一般国民の教育（学）への造詣自体が社会からも求められ、また一定の評価を与えられるべき存在といえよう。そうした意味からも、教職課程での取得単位のうち、特に「教職に関する科目」の単位を各学部の卒業所用単位に読み替えることは十分理にかなっており、また、大学が果たすべき社会的機能の見地からも、それは不可欠であろうというのが本部教員の一致した見解である。

しかるに、上述したように、そのような具体的検討にはなお着手されていないわけであるが、これに早急に対処していくことが必要である。その際、本学には大学本部地区だけでも法学部、商経学部、文芸学部、理工学部、薬学部、農学部の各学部があるので、自学部に直接かわからないこうした本学全体の問題を、共通の土俵で検討するための組織が必ずしも有効に機能していない面があるのは残念である。将来の改善・改革に向けた方策は、本学の理念・目的にも照らし、具体的なレベルで模索される必要があるが、それにはまず、そうした検討の場を整備し、それを現実に機能させていくような努力が先決であろう。

キ 学生の主体的学修への配慮および学生の学修の活性化のための措置

a 現状の説明

本部では、1 学部当たり 2～3 名の「学部担当」教員を置き、履修方法や学修方法、進路選択等に関する指導・助言を行っている。また、学生相談室を置くほか、資料室に教員採用試験に関する諸資料を逐次蓄積して、学生の主体的学修への便宜を拡充しつつある。

また、学生相互の感想や考え方などを交換し、それによっていっそうの主体的学修を促すため、「教員採用試験説明会」（5 月）と、「教育実習最終試験」（11 月）の機会を利用し、教壇で活躍する卒業生や、教職課程の履修に勤しむ同級生等によるスピーチの場を毎年設けている。こうしたさまざまな取り

組みは、学生の学修を活性化させるのに一定の役割を果たしていよう。

b 点検・評価および長所と問題点

複数教員による学部担当制は学生からも歓迎されており、指導・助言にあたり一定の効果をあげているものと考えられる。これにより、学修への意欲が高まったり、さらには自己の学修をいっそう発展させるため、教育学系の大学院に進学したりというケースは毎年少なからず見受けられる。しかし、数の上で中心をしめる第一部学生の修学時間（午前9時から）と、教員の授業時間（多くの場合午後3時頃から）のズレがあるため、相談したくても教員が不在であることが少なくないという声が聞かれることがある。また、学生への対応は教員個々の考えと判断に委ねられており、組織的な指導・助言体制が取れていない面がある。

資料室における資料整備も、最近になって着手されたせいもあり、体系性のあるものとはなっていない面がある。

c 将来の改善・改革に向けた方策

学生の相談にあたっては、ことに相談の需要の多い時期（4～5月、10月、1月）を中心に当番制を設けるなどの対応策が検討される余地がある。ただし、教員の研究面との兼ね合いもあり、性急な対策は現実になじまない面はあろう。他方、従来は本部内分掌等のかたちでもっぱら学生の学修や進路に関して指導・助言に当たる担当を置いていなかったが、平成12年度よりは「進路相談担当」を新設し、年間を通じて主体的学修や、進路選択に対する組織的・計画的な指導体勢づくりを行ない、学生の学修を活性化させていこうとする措置が実施にうつされている。

ク 授業科目の単位計算方法の妥当性

a 現状の説明

本部では、教職課程におけるすべての授業科目で大学設置基準第21条～23条の趣旨を遵守した単位計算を行っている。すなわち、本学における一コマの授業時間は原則90分であるが、それを講義では通年で4単位（半期で2単位）、演習では半期で2単位、実験・実習では半期で1単位と計算するなど、基本的には大学設置基準の規定をすべての科目で満たし授業が行われている。

なお、免許教科の英語にかかわる科目では、原則として、90分の通年講義を2単位扱いとするなど（一部の概論系科目を除く）、大学設置基準の趣旨を大幅に上回る規定を自主的に設け、より密度の濃い教育を行うよう配慮している。

b 点検・評価および長所と問題点

大学設置基準は、通年で30回程度の授業回数を確保することをその趣旨としているが、年度にもよるが、概してこれを充足できていない傾向にある。また、90分の講義の場合、1回の講義に対する予習・復習として計180分程度の自習時間が前提されているが、この趣旨についても充足しえない面がある。本部の履修学生のなかには、専攻科目との両立の必要から、曜日によっては第1時限から第7時限（午前9時～午後9時20分）の授業をすべて履修するような者もあり、そうした学生の場合、この規定を満たすことなど物理的にいってもとうてい不可能であろう。

c 将来の改善・改革に向けた方策

授業回数の確保に当たっては、各種行事を含めた学年暦に基づき、曜日ごとに1回単位で授業回数を綿密に計算することがまず必要であろう。なお、これは全学的な問題であるので、本部が直接改革する

権限をもたない。また、学部によっては特別な時間割を組み、1週間を超えて試験期間を設けるものがあり、その結果、全学をとおした試験期間も合わせて3週間程度と長くなっているのが実状である。しかし、試験は基本的に通常の授業時間内で実施されるべきものである。そうすれば、試験実施に要する期間をいたずらに長めることなく、全学共通の試験期間を設定してこれを1週間に短縮することができ、授業回数をより多く確保することが可能となる。

また、予習・復習時間の確保については1年間に履修できる総単位数の上限を設けるほかないが、これを単純に実施すると、本部のような特別な課程では学生の履修がいつそう難しくなることが懸念される。教職課程における修得単位を学部の卒業所要単位に換算するなどの抜本的な措置が必要であろう。

ケ 他大学の単位互換方法の適切性と入学前の既修得単位および大学以外の教育施設での単位認定方法の適切性

α 現状の説明

他大学で修得した教職課程の単位の認定には概して厳しい措置が取られている。例えば、編入者が本学で引き続き教職課程を履修しようとする場合、同一科目を再度履修させ直す指導が行われることがある。したがって、大学以外の教育施設で取得した単位については、いつそう厳しい措置が講じられることになると思うが、これまでのところそうした事例はみられない。

β 点検・評価

以上の現状は、単位の互換を促進する見地からも疑問なしとはいえず、今後の検討が望まれよう。しかし、他大学における科目、ましてや大学以外の教育施設での科目が、はたして本学教職課程のどの科目に相当するかの判断が難しいケースもあろうから、一概にその良し悪しを評価するのは困難な面もある。

γ 長所と問題点

教職課程は直接学生の卒業要件となる科目を教授するわけではないので、逆に、一般の学部以上に「単位」という考え方が徹底されてよいものと思われる。つまり、他の教育機関（他大学やその他の教育施設を問わない）で取得された「単位」を、本学教職課程の単位として「読み替える」必要は本来なく、取得した「単位」の有効性を判断する責任は、むしろ教員免許状授与権者としての都道府県教育委員会の判断にこそあるといえる。

したがって、本来は個々の学生にとって、免許法上必要な残余の「単位」を本学教職課程において修得すればよいのであり、そのような指導・助言と条件整備が望まれるところである。

δ 将来の改善・改革に向けた方策

しかし現実には、本部においても「単位」という考え方は徹底せず、しかも多くの場合読み替えずに再履修させる指導が行われている現実は、あるいは抜本的な改革を要する問題かもしれない。そうした指導が行われることで、少なからぬ学生が一からの履修をあきらめている現実があるが、教職課程における「単位」という問題と、本部内における教育条件の確保という、相反する難しい問題をどこで止揚していくかということの検討には、今後多くの議論が必要と思われる。

コ 社会人、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上の配慮およびその教育指導上の配慮

本部では、社会人、外国人留学生、帰国生徒に対し、積極的な受け入れをとくに行っていない。ただ

し、すでに学部 に在籍するそのような者に対し、受け入れを拒むようなこともしていない。したがって、教育課程編成上の配慮もとくに行っておらず、教育指導上の配慮も行われていないが、国際交流や生涯学習（教育）の在り方が問われる昨今、学部でのその受け入れを含み、本学の理念・目的に照らした検討が今後望まれるところであろう。

サ 教育上の効果を測定するための方法および教育指導上の有効性

α 現状の説明

どこまでを本部における教育の範囲とするかによって、その効果の測定法もさまざまであろうが、授業という問題にこれを限定するならば、試験ほどよい素材になるものはないであろう。試験とはまさに、学生の学修到達度を評価・測定するとともに、教員自身の教育指導上の有効性を評価・測定するためのものでもある。本部ではそうした試験を、各教員の判断と責任において厳格に実施し、その後の教育活動改善の評価材料としている。

また、試験とは別に学生から授業に対する感想を聞いたり、授業の充実度を評価してもらうような方法が考えられるが、学校教育に直接携わる本部では、多くの教員がそのような方法での評価・測定を日常的に行っており、教育指導上の有効性を検証している。

β 点検・評価および長所と問題点

以上の取り組みは、いずれも教員個人の判断と責任において行われているものであり、そこで得られた資料が教員相互に共有されたり、本部全体の教育活動に生かされたりするようなことはない。つまり、従来、組織だつての教育効果の測定は行われておらず、またその有効性も確かめられてはいない。したがって、教員一個人としての資料は持ちえても、本部全体としての点検・評価を下すことはできないのが現状である。

γ 将来の改善・改革に向けた方策

一部に、学生に評価させることをもって、教育指導上の条件が整っているかのようにみなす社会的風潮がある。しかし、果たして本当にそうなのだろうか。評価とは本来、ある具体的な教育的側面に対してなされるべきものである。その教育的側面には、「教授技術」のような比較の見えやすいものも含まれるが、「教育目標」のように他者からは見えにくい抽象的な問題も含まれている。そのような問題を含めて、教育上の効果と有効性の全体を、あまねく学生が的確に評価するとは考えられず、表面的な印象に近い部分での評価が行われる危険性がある。そうしたとき、教育が一種の人気取りとなってしまうことが懸念される。したがって、効果測定のための組織的な取り組みの道を模索していくことは必要だが、これまでのように一人ひとりの教員が試験や日頃の学生の声に真摯に耳を傾けていくこと、また、そのなかで教育指導上の有効性を日々確認し反省していくことが基本になるのではなかろうか。

ただし、試験結果である「成績」についてはこの限りでない。本部では学生の成績が会議などの場で資料となることはないが、親身な教育指導には学生一人ひとりの成績への気配りはその前提条件である。他の教員の成績評価に接し、自己の成績評価の在り方にながしかの感想を抱くこともあろう。そうしたことをとおし、たがいに教育効果を測定し合う材料を確保できるのである。そのために、今後、成績会議等における情報交換の在り方なども検討されるべきであろう。

シ 授業形態と授業方法の適切性、妥当性

本部で行われる授業科目には、共通科目における必修と選択の別のほか、取得したい免許教科に分かれての必修と選択の別がある。教育学など、共通科目に属する選択科目よりも、教科教育法など、免許教科ごとに分かれた必修科目のほうが、必修科目とはいえ履修者が少ないことが間々ある。したがって、必修科目と選択科目の別によって履修者がどれほどかを特定しにくい、概して、1授業コマの受講者は数人から十数人、多くても50人から100人程度であり、創意工夫の可能な授業形態をとりうる前提条件を備えている。

授業方法は、個々の教員の信念、また、授業内容や教育目標などとの兼ね合いのなかで決まるものである。一律にその良し悪しや、適切性、妥当性を判断することはできない。しかし、たとえ講義の範疇に入る科目であっても、学習指導案の作成などといった演習的な内容や、模擬授業などといった実習的な内容が日常的に取り入れられていることは本部ならではの評価されるべき授業形態・方法といえる。

授業形態と授業方法の適切性、妥当性、またその点検・評価は、ひとえに個々の教員が自己の授業実践をとおして模索して行くべきものである。その上に立ち、会議などの場を通じて授業形態や授業方法に関する意見交換等を行い、本部全体として整合性のある教育活動を確保していくべきであろう。

なお、いわゆる授業シラバスは本部においても教職課程履修学生全員に配布しているが、それは比較的簡略なものである。記述内容の拡充を検討する余地がある。

ス 休講に対する補講措置の適切性

a 現状の説明

出張等、公的な事由による休講を含め、本部では、夏期・冬期休暇中等に休講に対する100%の補講措置を講じている。したがって、教員側の事情による休講によって授業回数が減少することはきわめて少ない。

b 点検・評価および長所と問題点

上記の措置は望ましいものとも考えられるが、反面、長期休業中の補講は、学生にとって負担になっている面も考えられる。そうした時間に食い込んでの補講措置については検討の必要もあろう。

c 将来の改善・改革に向けた方策

休講の理由としてもっとも多いのは、本部の場合、学会出張と考えられる。学会出張にあつてはなるべく休講しないで済む日程を組むとか、学会出張が入りやすい曜日をあらかじめはずして時間割を組むなどの方策が必要であろう。ただし、その結果、特定の曜日の授業設定が極端に不足するようなことは避けなければならない。

*** 大学院での教育課程**

大学院における教職教育（専修免許状の取得）では、「教科又は教職に関する科目」について免許法が規定する単位数を修得することが必要であるが、本学ではそのすべてを各学部の修士課程において開講されている「教科に関する科目」をもって充てている。したがって、専修免許状取得に必要な科目の単位は、修士課程の修了要件を満たすことですべて修得されるので、本部においては大学院に在籍する学生の教育は一切行っていない。

5 教職教育部の研究活動

ア 研究活動の活性化を検証するためのシステムの適切性

a 現状

本部では、研究活動の活性化を促すため、紀要「教育論叢」を刊行している。「教育論叢」は、年2回の刊行を行っている。

b 点検・評価および長所と問題点

15人という本部教員の数を考えると、紀要の年2回刊行は、かなりの負担を教員に課しているはずであるが、教員によっては1つの紀要に2本の論文を発表する者もいるなど、研究の活性化の役目を果たしていると考えられる。

本部は、教育職員の養成教育を目的としており、研究活動にもそのための独自性が要求される。例えば、自らの教育の裏付けとしての基礎研究や、教育への応用を目指す研究、自らの教育の有効性を検証する研究など、教育への視座を持った基礎的・実践的な研究である。本学の教育理念は、「実践的な学問、実学」を旨としているが、教職教育の研究はまさにそのようにあるべきであろう。そうした本部の研究の独自性を考えたときに、紀要の論文は学術論文のみではなく実践報告や具体的な教育方法の提言などの実践的研究もまた大きな必要性を持つてくるのだが、現在それらの研究が十分とはいえない。

c 将来の改善・改革に向けた方策

「教育論叢」では、本部教員の推薦を受けた者の投稿が認められている。これまでも本学附属高校の現職教員の論文が掲載されたことがあったが、今後、彼ら現職教員や本部教員の授業の実践報告などももっと積極的に取り入れていく姿勢が必要であると思われる。現在、そのような方向性を持った論文を掲載するようになってきており、それにとまった投稿規定見直しの議論を行っている最中である。

イ 研究活動の活性化の状況

現在の本部各教員の研究活動状況は、表-1 および添付の各教員の業績一覧に示すとおりである。各教員ともそれぞれの分野において、活発な研究活動をおこなっている。現在のこの活況は、本部では各教員の専門分野が異なっていることから、各教員の個人的な努力によるところが大きいと思われる。

問題点としては、教育に関する実践的な研究が少ないことである。様々な学校での問題が噴出する中で、教員養成課程において実際の教育問題に対処できるような実践的な知識や興味、関心を引き出す教え方を身につけることが重視されるようになってきている。教職課程を担当する者として、実践的な研究をおこなっていくことは急務であると思われる。現在、各教員においては、個人的に自らの教育実践を振り返って理論化し論文にしている者もいる。今後の改善方法としては、本部内での共同プロジェクトのような形で、多面的な教育実践に関する研究を展開していくような試みが考えられる。

表-1 研究活動・主な学会活動（平成9年度～11年度）

a. 氏名 職位（学位）	b. 主研究テーマ、c. 主学会活動、d. 国際交流、e. 社会的活動等、f. 文部省科学研究費、助成金等
a. 奥野郷太郎 教授	b. 急速な高齢化社会を迎えての死生観の問題、c. 日本哲学会、関西哲学会、日本フランス文学会他、d. 奈良県三郷町「21世紀を拓く市民講座」担当
a. 大田修正 教授（工学博士）	b. ペレプロロスルホン酸イオン交換膜におけるカチオンの透過挙動、c. 日本化学会、電気化学会
a. 鈴木健一 教授	b. 近現代日中教育交渉史の研究、c. 歴史人類学会（評議員）、社会文化史学会（理事）、アジア教育史学会（理事）、日本教育学会、教育史学会、日本社会科教育学会
a. 野村知男 教授（教育学博士）	b. 寺子屋リストの現代的再構成、c. 日本教育学会、日本教育法学会、関西教育行政学会
a. 長坂政信 教授（理学博士）	b. アグリビジネスに関する地理学的研究、大学における地理教育、c. 日本地理教育学会（評議員）、人文地理学会、日本地理学会、日本国際地理学会、経済地理学会、日本社会科教育学会他
a. 末田啓二 教授	b. 高齢者の心理的適応、c. 日本心理学会、日本老年社会科学会、日本教育心理学会、日本心理臨床学会、c. 社会福祉法人修光学園理事
a. 富田克敏 教授（理学博士）	b. 造岩鉱物の結晶化学、古代遺跡出土鉱石の研究、大学教育法の方法論、c. 日本地理学会、日本鉱物学会、d. インドネシア共和国国立地理博物館改修事業の援助（平成10、11年）、e. 滋賀県甲賀郡甲西町博物館館長兼備室の指導、関西自然科学研究会理事（講演会）
a. 藤田清正 助教授	b. 異文化間コミュニケーション、英語授業におけるコミュニケーション能力の育成、c. 中部地区英語教育学会、大学英語教育学会、JALT（全国英語教育学会）、d. イリノイ大学英語研修（近畿大学主催）引率（平成9、10年度）
a. 加藤豊比古 助教授	b. 心理療法、報告書研究、c. 日本心理臨床学会、日本精神分析学会（運営委員）、日本心理学会、日本教育心理学会、日本学生相談学会等、d. オーストラリア国際カウンセリング会議（平成10年度）、e. 近畿学生相談研究会講師（平成9、10、11年）、関西カウンセリングセンター講師（平成10、11年）、産業カウンセリング協会講師（平成11年）
a. 杉元賢治 助教授	b. アインシュタイン研究、ガロア研究、c. ドイツ科学史学会、日本科学史学会 d. ドイツ・ミュンヘン大学（目的：アインシュタイン研究）、フランス（目的：ガロア研究） e. アインシュタイン展示会、BBC制作「アインシュタインズ・ブレイン」の上映と講演
a. 岡本哲雄 助教授	b. 人間生成の実相の比較思想的究明、教育的世界の現象学的・解釈学的究明と実践的の探求、教育における《公》と《私》の再構築に関する文明的・歴史哲学的探求、c. 教育哲学会、関西教育学会、教育思想史学会、d. JLTSEC（日米教員養成協議会セミナー、平成10年） e. 阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会幹事校レポート編集委員長
a. 堀緑 助教授	b. アメリカのロマンスとラテンアメリカ文学の関係、翻訳、c. 日本アメリカ文学会、日本英文学会、大学英語教育学会、日本英語コミュニケーション学会
a. 戸井田克己 講師	b. 地理教育の一貫カリキュラムの研究、c. 日本地理教育学会（評議員）、日本社会科教育学会、日本地理学会（地理教育専門委員）、人文地理学会、日本教材学会、日本国際地理学会他、e. 東京都武蔵村山市史編集委員
a. 山口和宏 講師	b. 大正期「自由教育」の研究、戦後教育史の研究、c. 教育史学会、日本社会教育学会、日本教育学会、f. 文部省科学研究費補助金（基盤研究（c）②）京都における「新教育」半世紀（平成9～11年度）
a. 杉浦健 講師（教育学博士）	b. 転機の研究、物語（narrative）の観点からの心理学研究の再構築、スポーツにおける動機づけの研究、c. 日本心理学会、日本教育心理学会、日本体育学会、日本スポーツ心理学会、日本生理心理学会、日本青年心理学会

ウ 研究活動を活性化させ推進するための諸条件の整備状況

a 現状および評価・点検

現在、個人研究費（教員一人あたり年額 260,000 円）、研究旅費（同 150,000 円）は、学内規定に基づいている。図書費は、5,841,000 円（平成 11 年度）である。研究旅費は本部に教員人数分が割り当てられ、それを教員が共同で使用する形になっている。研究旅費については、学会参加のみでは 1 人年 2 回までの支給になっているが、研究発表やシンポジウムの討論者等を行う場合には、参加回数に制限を設けず支給されるシステムになっており、研究の活性化に貢献していると思われる。

本部では、すべての専任教員に個別の教員室が与えられている。だが大きな問題点として、実験研究・実験観測等を要求される理科系統・工業技術系統・心理学系統等における研究室が皆無なことがあげられる。所属教員の多くは他学部・諸研究所の厚意のうえに研究活動を続けている現状がある。また、コンピュータなどの情報処理設備の設置も十分でなく、コンピュータネットワークも構築されていない。

学会出張などの短期の研修の機会については、十分に確保されている。だが本部は教員の人員も少なく、また、本部においては教育職員免許法上の規定以上の履修講座設置につとめているため、教員の国

外留学など長期にわたる研修はきわめて困難な状況にある。

研究時間は、授業が第4から第7時限に集中しているため、まとまった時間が取りやすい状況にある。しかしながら実際には、本部は専任教員の人数が少ないため、各教員が複数の本部内分掌を兼務しなければならず、その仕事が各教員に非常に過重になっており、研究時間を少なからず圧迫している。また、平成12年度の教育職員免許法の改正によって、教職に関する科目が増加したことや、総合演習が必修化されたこともあり、今後持ちコマ数も急増する可能性がある。

b 将来の改善・改革に向けた方策

第一に、研究施設・設備の早急の充実が望まれる。特に実験研究・実験観測等を行うことのできる実験室の設置は不可欠である。さらにはコンピュータの増設やネットワークの構築・視聴覚機器の設備拡充などが望まれる。研修の機会については、長期留学等による欠員の補充に関する規定を作成する必要があると思われる。また、本部内分掌や授業の過重負担による研究時間の圧迫がないよう、本部内分掌の検討とともに、専任教員の増員が強く望まれる。

6 教職教育部の教員組織

ア 教育課程に対する教員組織の適切性

ａ 現状の説明

現在の専任教員および非常勤講師の担当科目は表-2、表-3のとおりである。

教育職員免許取得のための履修すべき科目には、教職に関する科目と、教科に関する科目がある。本部では、教職に関する科目のすべてと、教科に関する科目のうち、各学部において開講されていない科目を開講している。本部では、主要必修科目を中心に専任教員を配置している。特に教科教育法は、学生が教育実習等で授業をする際に重要な知識を学ぶ科目であり、また教育現場に精通した教員が担当する必要があるため、本部の専任教員で教科教育法を担当する者はほとんど中学・高校および高専での教員経験者である。

表-2 担当科目一覧

専任教員

奥野郷太郎	哲学概論Ⅰ・Ⅱ、教師論
大田修正	理科教育法、工業科教育法
鈴木健一	日本史概論Ⅰ・Ⅱ、外国史概論Ⅰ・Ⅱ、社会科教育法
野村知男	教育行政学、日本国憲法
長坂政信	地誌学概論Ⅰ・Ⅱ、地理学概論Ⅰ・Ⅱ、社会科教育法
末田啓二	生徒指導論、教育臨床心理学、職業指導
富田克敏	自然地理学概論Ⅰ・Ⅱ、地学概論Ⅰ・Ⅱ、地学実験
藤田清正	英語文化事情、英語科教育法、英語史
加藤豊比古	教育臨床心理学、生徒指導論、発達心理学
杉元賢治	物理学概論Ⅰ・Ⅱ
岡本哲雄	教育学概論、道徳教育論、教育哲学
堀 緑	英文法演習、英米文学概論、英米文学研究
戸井田克己	地理歴史科教育法、公民科教育法
山口和宏	道徳教育論、教育史、教育課程・方法論Ⅰ
杉浦健	学習心理学、青年心理学、教育情報工学、教育課程・方法論Ⅱ

表-3 担当科目一覧(兼担、非常勤講師)

須原一秀	倫理学概論Ⅰ・Ⅱ
有田伸弘	日本国憲法
富岡勝	教育課程・方法論Ⅰ
上殿直孝	教育実習特講、教師論
小川尚義	特別活動論、教師論
江原武一	教育社会学
原清治	教育社会学
(兼) 佐々野昭弘	人権教育論、人権教育演習
工藤真由美	道徳教育論、教育哲学
前田史夫	教育実習特講、人権教育論、特別活動論、教師論
桜井均	教育課程・方法論Ⅰ
田中文子	人権教育論、人権教育演習
和田睦	美術科教育法、工芸科教育法
(兼) 増田大三	商業科教育法
平霧啓	国語科教育法
有間孝一	木材加工、技術科教育法
(兼) 櫻谷保之	生物学概論Ⅰ、生物学実験
(兼) 上野紘一	生物学概論Ⅱ
(兼) 水谷信夫	園芸学(含む実習)
(兼) 倉田享	水産科教育法
(兼) 奥村俊勝	農業科教育法
神崎照夫	数学科教育法
(兼) 渡川健	物理学概論Ⅰ・Ⅱ
(兼) 森本純司	金属加工
(兼) 木口昭二	金属加工
河合忠仁	英語学概論
宇佐見太市	英語精読
岡典代	表現英作文
重田勲	英語音声学、音声学
山本英一	英語教育工学
シェピー, R. H.	比較文化概論、比較文化論
スエンソン, T. A.	実践英語会話
山路順子	学校英文法
安田優	英語実習(0.L.)
(兼) 八頭司義久	体育
(兼) 浜田吉治郎	体育
(兼) 中本道昭	体育
(兼) 熊本和正	体育
(兼) 入川松博	体育
(兼) 市川希望	物理学実験
(兼) 南宣行	物理学実験
(兼) 千川道幸	物理学実験
(兼) 児島俊臣	物理学実験
(兼) 加藤幸弘	物理学実験
(兼) 大西俊四郎	電気工学実験
(兼) 橋新裕一	電気工学実験
(兼) 館野博	電気工学実験
(兼) 安富善三郎	機械工学実験
(兼) 中井庸一	機械工学実験
(兼) 高橋弘道	機械工学実験

* (兼) = 学内専任教員による兼任

b 評価・点検および将来の改善・改革に向けた方策

本部において、中学・高校等の教員経験者を多く配置していることは、近年の教育実践重視の状況にあって高く評価されていると思われる。また、本学の教育理念である「実践的な学問」という観点からも、積極的に評価されるべきであると思われる。問題として、本部では、できる限り専任教員による必修科目担当を目指しているが、15人という専任教員の人数の限界もあり、必修科目すべてを網羅することはできていない。特に、本学は総合大学であり、多種の教員免許状を取得することが可能なこともあり、いくつかの必修科目は、学内兼任教員もしくは非常勤講師に依頼している。今後、できる限り専任教員の担当にすることが望まれる。

イ 学生に対する教員組織の適切性

表-4 本部専任教員年齢構成 男女比

60歳代6名, 50歳代3名, 40歳代3名, 30歳代3名, 20歳代0名
男性14名, 女性1名

専任教員の年齢構成は、表-4のとおりである。60歳代6名、50歳代3名と専任教員の大半を占めている。本部では、科目によっては専任教員採用にあたって教育の現場経験を重視しており、そのために年齢が高くなる傾向がある。また専任教員の男女比にはアンバランスがある。

平成11年度の教職課程履修者は合計1,338名であり、専任教員1人あたり学生数は89.2人（平成11年度）である。本学では、各教員が学部担当となつて学生の指導・相談にあたっており、組織としては十分に機能している。だがもちろん現在の状況では、一人一人の学生に対するきめ細やかなケアは難しく、専任教員の増員が急務である。その際、現在の男女比のアンバランスを解消する形で人員の増員が必要だと思われる。

ウ 教員間における連絡調整の状況

a 現状の説明

教育課程の編成や教育課程の運用については、本部では、教務委員会を中心として調整・運営が行われており、緊急の案件に関しては、検討のための委員会を設置している。

b 点検・評価

本部内の連絡調整は現在非常に円滑である。緊急の案件にも迅速に対処できていると思われる。それに対して、本部と各学部との連絡・連携は課題が多く残されている。本部では、学生は各学部に所属しながら、教育職員免許の取得のために本部の授業を履修しているが、専門の必修科目などによって教職の必修科目取得が難しい場合もある。特に理科系の実験・実習によって教職科目の取得が困難となる事例がしばしば起こっている。また、教育実習による専門授業の欠席に難色を示す学部もあり、それらの問題に対する本部と各学部との連絡調整は不可欠である。

c 将来の改善・改革に向けた方策

改善点として、すでに教職教育部の教育研究上の組織の適切性、妥当性のところで述べたように、各学部との連携を強めるために、「教職課程運営委員会」を定期的に開催し、各学部の代表者との話し合

いをすることが望まれる。

エ 人的補助体制の整備状況および人員配置の適切性・妥当性

ア 現状の説明

学生は各学部・に所属しながら、本部の授業を履修しているため、本部のみに所属する学生および大学院生はならず、ティーチングアシスタントやチューターの人員を確保することは非常に困難な状態にある。現在では、卒業生の現職教員による講演会や教育実習最終試験における教育実習生の体験報告など、学生が教育現場の実状を知るための試みをおこなっている。様々な教育の問題が叫ばれるなか、学生が教育現場について知ることは、今後ますます重要になってきており、今後さらに現職教員などを積極的に招いて講演会や授業へのゲスト参加等をおこなう必要がある。

イ 点検・評価および将来の改善・改革の方策

本部においてティーチングアシスタントやチューターの人員を確保することは非常に困難な状態にある。考えられる改善方法としては、教育実習をおこなった4回生をスチューデントアシスタントのような形で、これから教育実習を行う1～3年生に現場の経験を教えるような機会を作ることである。現在は、教育実習最終試験において教育実習生の代表者に実習体験の報告をしてもらっているが、この体制を拡大して、今後、これから教育実習を行う者に対しても報告する機会を授業や講演会の形で作っていくことが必要である。

オ 募集・任免・昇格に関する基準

人事に対する事項は、教授会で審議するシステムとなっている。先の教育職員養成審議会の答申で、大学時代からより教育現場の実状を知り、様々な教育問題に対処できる資質の向上が求められるようになってきており、大学教員においても現場経験の豊富な人員が求められているが、現在の研究業績中心の採用基準とともに、今後、教育現場などでの実践経験をいかに明文化して採用基準とするかが課題になってくると思われる。

キ 教育研究活動についての評価方法

研究活動の報告については、本学の「近畿大学研究業績総覧」によっておこなわれている。

教育活動については、本部をあげての取り組みはいまだおこなわれておらず、各教員が個人的に学生からの授業評価アンケートや学生との懇談をおこなっている状況にある。教育活動についても、現在各教員が行っている取り組みを相互に生かせるような体制作りを進める必要があると思われる。

7 教職教育部の施設・設備

ア 施設・設備等諸条件の整備状況

a 現状の説明

I 教育関連の施設・設備

本部は、固有の講義教室・演習教室・実験教室・視聴覚教室・情報処理教室等を所有していない。確保できている唯一の実験室は次のとおりである。

地学実験室 総面積 204 m² (主な機器・備品は地学用顕微鏡・OHP・スクリーン)

II 研究関連の施設・設備

本部は、各専任教員に個別の教員室 (15 m²) が与えられている。また、教員が共同で使用する図書資料・機器・備品の保管場所として資料室 I (約 60 m²)・II (15 m²)・III (15 m²)・IV (15 m²)・機器備品室 (15 m²) がある。

研究用に現有する主な機器・備品は次のとおりである。

偏光顕微鏡写真撮影装置・偏光顕微鏡・ビデオ編集コンポーネント・テレビ・ビデオ視聴覚システム・CADシステム・実体鏡エアロマップリーダー・パーソナルコンピュータ・ワープロ・コピー機・カラーコピー機・ビデオカメラ

b 点検・評価

I 教育関連の施設・設備

本部は固有の各種教室を所有していないため、すべて各学部の教室の空き時間を利用して授業をおこなっている。そのために時間割編成上、大きな困難を生じている。とくに理科系教員免許取得に必須条件となる実験授業については、理工学部・農学部の厚意により夏期集中授業に依存せざるをえないのが実情である。

また、本学全体において視聴覚教室の絶対数がきわめて少ないため、本部が利用しようとしてもすでに空いている教室がほとんど存在せず、視聴覚教材を使った授業がおこなえないという状況も生れている。情報処理教室 (コンピュータ・ルーム) も本部は所有していないので、コンピュータ関連の教育は各学部依存するほかなく、本部として独自に「コンピュータを活用した授業方法」などを教えることがきわめて難しい。また、本部が利用できる教室は、ほとんどが固定式の椅子と机のいわゆる講義教室ばかりであり、学生にグループ活動をおこなわせることが困難な現状にある。平成 12 年度から開講することが決定している「教育総合演習」(必修科目)に使用する教室も、十分に確保できるか懸念されている。

このような状態は、まさに時代の流れに逆行するものである。文部省の教育職員養成審議会は、「今後特に教員に求められる具体的資質能力の例」として「メディア・リテラシー」と「基礎的なコンピュータ活用能力」をあげている。また、同審議会は「学生が課題探究能力を身に付け、教員となって発見・創造的授業を展開できるよう、大学の授業において、実際に学生が自分で課題を見付け自らの課題として追究する実践過程を盛り込むようにすること」を教職教育に求めている。これは、本学の教育の原点である「実践的な学問、実学を旨とする」という教育理念と軌を一にするものでもある。こうした要請にこたえていくためには、従来のいわゆる「チョーク一本・黒板一枚」でできる一方通行型の講義ではなく、視聴覚機器やコンピュータを教員も学生も自在に活用し、学生同士がグループで話し合ったり発表しあったりする授業を増やしていかなければならないであろう。そのための演習教室・実験教室・視聴

覚教室・情報処理教室等を十分に確保することが望まれる。

II 研究関連の施設・設備

本部は教養部から部として独立してまだ 10 年という歴史の浅い学部であり、固有の学生と教室をもたない特殊な学部でもあるために、研究関連の施設・設備はきわめて貧弱である。とくに実験研究・実験観測等を要求される理科系統・工業技術系統・心理学系統等における研究施設・設備は皆無に近い状態で、本部所属教員の多くは、他学部・諸研究所等の厚意のうえに研究活動を続けているのが現状である。

また、本部の各教員に与えられている教員室や共同で利用する資料室には学内 LAN が通じておらず、各研究室や資料室に置かれているコンピュータもいわゆるスタンド・アローンの状態で使うほかない。そのために、教員が研究のためにインターネットを利用する時は、学内の情報処理室や中央図書館へ出向いて空いているコンピュータを使うか、各自の自宅でインターネットに接続するほかないのが実情である。

c 将来の改善・改革に向けた方策

I 教育関連の施設・設備

将来的には教職教育部棟設置により、本部が固有の講義教室・演習教室・実験教室・視聴覚教室・情報処理教室等を所有することがもっとも望ましい。それが困難な場合は、各学部・講義教室・演習教室・実験教室・視聴覚教室・情報処理教室等の充実を求め、本部の利用できる「空き教室」を増やしていく働きかけが必要である。

II 研究関連の施設・設備

本部が固有の研究施設・設備を所有することが、ぜひとも必要である。それが困難な場合は、各学部・実験施設・設備等の充実を求め、本部の利用できる研究施設・設備を増やしていくことが必要である。同時に、学内 LAN を整備してすべてのコンピュータをネットワーク化していくことが求められる。

イ 施設・設備の維持・管理の責任体制

a 現状の説明

I 教育関連の施設・設備

本部は、固有の教室を所有せず各学部の「空き教室」を使用しているため、その維持・管理は各学部が行っており、本部は直接には携わっていない。

II 研究関連の施設・設備

教員室は、各教員がそれぞれ責任をもって維持・管理している。教員が共同で利用する資料室については、図書に関しては図書委員（3名）が維持・管理し、機器・備品に関しては視聴覚委員（2名）が維持・管理している。

b 点検・評価

研究用の機器・備品については、視聴覚委員が維持・管理している。機器・備品の整備状況については、視聴覚委員が常に点検・評価しているが、「視聴覚委員にまかせきり」という傾向がみられなくもない。そのために、どのような機器・備品があるのかについて視聴覚委員のみが熟知し、教員全体に周知徹底していないという問題点がある。

c 将来の改善・改革に向けた方策

機器・備品の点検・評価については、視聴覚委員にまかせるだけでなく、全教員が機器・備品の現状と問題点を把握し、教育界における視聴覚教育の進展を常に意識しながら、本部の施設・設備の充実と改善を思考できるような体制が望まれる。

8 教職教育部の図書等の資料及び図書館

ア 図書資料の体系的整備の適切性

a 現状の説明

本部では、図書資料の選定は、図書委員（3名）が各教員からの希望を集約した上で、本学の中央図書館へ購入を申請している。購入された図書資料は、基本的には本部の資料室へ分置せずに中央図書館に置かれ、図書の中央集中方式がとられている。

b 点検・評価

本部が教育・研究上必要とする教職関連の図書資料の購入は、本部の図書委員会が中心となって選定しているが、図書の性質上、他の学部でも教職関連の図書資料を購入することがあり、また、本学の中央図書館でも独自に選定をおこなって購入しているため、図書資料の全体像が把握しにくくなっている。そのため、図書資料整備の体系性に関しては十分適切であるとはいえない。

c 将来の改善・改革に向けた方策

本部の図書委員会と中央図書館・各学部の図書委員会との連絡を密にしていける必要がある。

イ 図書資料の量的整備の適切性

a 現状の説明

本部の資料室Ⅰには、本学の中央図書館とは別個に旧教育研究所から引き継いだ参考図書を中心に、和書1,091冊・洋書131冊（計1,222冊）の図書を保有している。各大学・教育研究所等からの寄贈雑誌（紀要等）は132種におよび、すべて本部の資料室Ⅱ・Ⅲ・Ⅳに保管している。また、年間図書予算費（平成8年度975万円、平成9年度300万円、平成10年度480万円、平成11年度584万円）の範囲内で本学の中央図書館へ購入を申請し、順次図書資料を充実させている。

b 点検・評価

本部が新規に購入することを申請している図書資料は、ほぼ年間図書予算費の範囲内でおさまっている。ただし、今後は視聴覚教育関係の資料（ビデオテープ等）を充実させていかなければならない。また、中学校教員免許取得のために「介護等体験」が義務づけられたので、福祉・養護教育関係の図書資料も増やしていかなければならない。これは、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成する」という本学の建学精神に照らしても、ぜひとも充実させていかなければならない領域である。したがって、現在の量的整備をさらに充実させていくことが必要となる。

c 将来の改善・改革に向けた方策

本部の年間図書予算をさらに増やすことにより、図書資料のいっそうの充実、そして研究活動の活性化と教育への還元が望まれる。

ウ 図書館施設の規模

a 現状の説明

本部の各資料室は、資料室Ⅰ（約60㎡）・Ⅱ（15㎡）・Ⅲ（15㎡）・Ⅳ（15㎡）の規模であり、中心となる資料室Ⅰには閲覧面積8.20㎡ 座席数10 書庫面積24.40㎡が用意されている。

b 点検・評価

本部が本学中央図書館に申請・購入している図書資料は、前記のように基本的には本部の資料室には

分置されず中央図書館に保管されるため、新規購入図書資料については現状で十分な規模を持っている。ただ、各大学・教育研究所等からの寄贈雑誌(紀要等)は増える一方であり、近い将来保管場所がなくなることが懸念されている。

c 将来の改善・改革に向けた方策

各大学・教育研究所等からの寄贈雑誌(紀要等)を古いものから順次、整理・検討を加え、中央図書館へ移す等の処置が必要であろう。また、主要なものについてはマイクロ化・CD-ROM化していくことも考えるべきかと思われる。

エ 機器・備品の整備状況およびその適切性

a 現状の説明

本部が所有する視聴覚教育関係の資料は、カセットテープ25本・ビデオテープ339本である。他に、ビデオ編集コンポース・テレビ・ビデオ視聴覚システム・ビデオカメラを所有している。これらはすべて資料室に保管されているので、各教員が容易に利用することができる。

b 点検・評価

文部省の教育職員養成審議会が、「今後特に教員に求められる具体的資質能力の例」として「メディア・リテラシー」をあげているように、教職教育における視聴覚教育の重要性はますます大きくなってきている。こうした動向からすれば、本部の所有する視聴覚教育関係の資料は十分とはいえない。また、現有するビデオカメラやコンピュータもすでに時代おくれの機種となっており、コンピュータに映像を取り込んで編集するといった作業をおこなえないのが実情である。

c 将来の改善・改革に向けた方策

今後は視聴覚教育関係の資料(ビデオテープ等)の購入を増やしていく。機器・備品も順次、最新の機種に切り替えていくことが必要である。

オ 図書館利用上の配慮の状況およびその適切性

a 現状の説明

本部の資料室Ⅰは、所属教員全員が鍵をもっているので、教員はいつでも借用簿に記入の上で自由に利用できる。資料室Ⅱ・Ⅲ・Ⅳに置かれた図書資料については、隣接する事務室で鍵を受け取って自由に利用できる。

b 点検・評価

本部の資料室Ⅰは会議室を兼用しているので、常に静寂さが保たれているとはいえないという問題点がある。また、この資料室に置かれた機器・備品や図書資料を利用するために会議中にも人の出入りがあるので、この部屋は会議室としても満足な機能を果たさない状態にある。

c 将来の改善・改革に向けた方策

資料室Ⅰとは別に本部専用の会議室と図書室を設置することが望まれる。そのことによって、各種の委員会等が会議を開催したい時には随時に会議が開けるようにするとともに、静粛な環境のもとで図書資料を利用できるようにすることが必要である。

カ 学術情報システムの整備状況

a 現状の説明

本部の資料室 I には情報検索用端末機（コンピュータ）が置かれており、本学の中央図書館の所蔵図書資料を 24 時間オンラインで検索できる。ただし、この端末機はインターネットに接続されていないので、学外の図書資料については検索できない。

b 点検・評価

本部の資料室に置かれている情報検索用端末機では、学外の図書資料情報を検索できないため、学外の図書資料を探す時にはいちいち中央図書館まで出向かなければならず、中央図書館が閉館している時には利用できない。また、本学に寄贈されている各大学・教育研究所等からの学術雑誌（紀要等）は、台帳に手書きで受け入れを記入しているだけなので、本学に所蔵されていることが情報として外部に伝わらない状況にある。

c 将来の改善・改革に向けた方策

学内 LAN を整備して本部の資料室にある情報検索用端末機をインターネットに接続する。さらに、本部が各資料室に所蔵する図書資料目録を中央図書館の所蔵目録に載せることが望まれる。

9 教職教育部の学生生活への配慮

ア 学生相談に対する対応の状況

ａ 現状の説明

本部では2～3人の教員を1単位として各学部担当を定め、学部担当者が学生に対して履修ガイダンスの実施、さらには将来の教職関係進路相談、教育実習指導・相談等に対応する体制を整えている。学生相談も、主に学部担当を通じて実施されている。内容は、年度当初における教職課程履修方法に関するもの、教育実習校の選定・実施計画に関するもの等の事務的なものから、将来の教育界への不安を訴えたりやその展望を求めてくるなどの進路に関する問題への指導・助言等、多岐な面に渡っている。

ｂ 点検と評価

学部担当制をとっていることは、教員自身も特定の学部の事情に通じていくことができるので、担当学部の学生に対しては種々の相談にスムーズに対応できていると思われる。しかし、出講日や時間帯の都合上、学生が訪れるその日の内に担任教員と会えない場合が生じることがある。その場合、事務職員の協力のもと他の学部担当が臨機応変に対応して協力し合っている。しかし、年間1,500人近い教職課程履修者に対して15名の教員が対応しているのであるから無理も生じてこざるを得ない事情もある。今後本部の教員がよりいっそう連携を密にする努力をするとともに、本部専任教員の増員も望みたいところである。

しかし、なおいっそう考慮されるべきは、教職課程教務課の事務スタッフの増員である。現在のところ、教職課程教務課の窓口業務は実働1～2名で運営されており、そのうち、1名は教養教務と兼務である。年間1,500名近い履修者の複合的な事務処理や、様々な事務的配慮を行き届かせるにはあまりにも少人数といわざるを得ない。現在の事務職員の過重な負担を考えると、また、教職課程を履修している学生の事務手続きに関して配慮を行き届かせるためには、事務スタッフの充実こそ早急に図られるべきである。教職教育部は10年前に教養部から独立しているが、いまだに独立した専属の事務部局を持っていない。教職課程教務課は、依然として教養教務部に属している。そのための事務上の非能率がなかろうかといった組織上の問題をも含めて、今後の改善が図られるべきであろう。

ｃ 長所と問題点および将来の改善に向けた方策

本部は、教員免許状取得希望者を対象としており、その開講は現在のところ卒業単位とは関係なく、資格取得を目的とするものであり、都道府県における教員採用数の激減にもかかわらず、近年の社会情勢も影響して、履修希望学生は減少をみない。それだけ、教員免許取得の意義が今後の社会状況との関わりで再確認されているのであろうし、昨今のいじめ、家庭崩壊、学級崩壊、不登校などの教育上の諸問題が、学生自身のアイデンティティー探究の問題と連動して、大いなる関心を呼んでいるところも感じられる。学生からの相談も、近年、学生個人の事細かな生活相談、進路相談を持ち込まれる傾向が強まっている。今後も学生の立場になって、しかし、同時に教育的な見地から適切な相談と指導がなされるよう努力されなければならないであろう。特に来年度以降、旧課程から新課程への移行期に当たり、かなり複雑な問題が発生することも予想される。今後その点を解決するに当たっては、本部と各学部との連携を強める意味でも、教職課程運営委員会を定期的に開催する必要があるものと思われる。総合大学における開放制の教職課程は、全学的な理解と協力を充分に得ることなしには成り立たぬものである。そのような意味でも、また学生の教職課程の円滑な履修を実現する上でも、教職課程運営委員会の開催は今後ますます必要だと思われる。

イ 「介護等体験」に対する対応の状況

α 現状の説明および点検と評価

「介護等体験」は、介護等体験特例法（平成 10 年度より施行）に基づき、義務教育学校の教員になるための必要要件となっている。したがって、本学では中学校免許取得のために必要なものである。この「介護等体験」が要請された背景には、急速に進むわが国の少子・高齢化の現実がある。つまり、日常的に介護を必要とする老人が増加する一方で、その世話や介護の担い手になる世代の人口が確実に減少しているということが背景にある。ところがそのような事情にもかかわらず、一方ではこれからの時代を担っていく若者の「こころの荒廃」がいわれている。「他人の痛みがわからない」「命の大切さが実感できていない」等々で表現されるこの「こころの貧しさ」を、何とか回復させたいという思いがこの制度の実施の意図でもあるのである。中央教育審議会答申の趣旨は、子どもの「生きる力」の衰退の回復に教育現場が真剣に取り組むことを要請したものとなっているが、現場の教師にそのような資質が欠如しては何もならないわけである。しかし、今日の若者を取り巻く状況は、総じて学生の「生きる力」を衰退させてきており、教員志望者も例外ではないと考えられる。「介護等体験」の実施は、何よりも若者の「パブリック・マインド（公共心）」の慈養を狙ったものなのである。

中学校免許状の取得希望学生は、原則として、教育委員会が管轄する障害児教育施設（盲・聾・養護学校等）で連続 2 日程度と、社会福祉協議会が管轄する社会福祉施設（高齢者・障害者施設等）で連続 5 日程度の、計 1 週間の「介護等体験」が必要になる。この体験と教育実習の 3～4 週間と合わせて考えると、中学校免許取得希望学生にとっては、大学の授業から離れる期間が長くなるわけであるから、その点、各学部の専門課程の学習や就職活動との兼ね合いが学生にとってますます難しくなることが予想される。多くの場合、夏休み等の休暇を利用して「介護等体験」を実施することにはなるが、集中講義等との重複の問題もある。本部としても、各学部等との連携が今後さらに円滑に進むように働きかけをしなければならない。

「介護等体験」は、教育職員免許の法体系とは異なる「特例法」の中に位置づけられており、それゆえ、「教育実習」のように大学が単位を認定する形にはなっていない。中学校免許状の取得申請時には、大学で取得した教職課程の所定の単位に加え、「体験」を行った施設が発行する「介護等体験証明書」が必要になる。この「介護等体験」は、本来、大学での教育課程とは別に、学生が主体的・自主的に行うものであるという基本的性格をもっている。また法的にもかなりの融通性がある。例えば、学生がたまたまボランティア等で、それに見合うだけの十分な体験をすでにしている場合は、その施設が該当する施設であるならば証明書を発行してもらえばよいということになる。また、該当施設に受け入れてもらえるのであれば、全国どこでも施設でいつでも体験でき証明書を発行してもらえるわけである。しかし、たとえ法的にはそのようなことが可能であったとしても、受け入れ側の事情、大学の教育課程との兼ね合いからして、ただ、学生の自主性にすべてを委ねるというわけにはいかないのが現実である。

これは受け入れ側の要請でもあるが、本部のように学生数が多数の場合は特に、組織的に受け入れの手順を整え、受け入れ側との調整を行うなどの対応が必要になるし、現場でのトラブルを防ぐためにもガイダンス等の事前・事後指導を充分に行うなどの配慮をする必要が生じてくるのである。これは、トラブルを少なくする上でも、また大学側の学生への教育的責任からしても必要と考えられることから、本部では、教育実習担当教員を中心に事務担当者との連携のもと体制を整え、対処しているところである。

また、より円滑な実施の実現へ向けて、可能な限り受け入れ施設との連絡に教員が出向くことも予定されている。

本学では3年次での実施が決められており、平成10年度入学生の「体験」が、来年度から実施される。この学生たちに対してはすでに平成11年度の秋に第1回のガイダンスが実施されている。本部が行う受け入れの手順は次のとおりである。

I 2年次10月 申し込み受付ー ガイダンスを通じて、実施の目的、諸注意を行う。この際、本部ではかなり詳細な手引書を独自に作成しており、それを学生に配布することにより、事前指導を徹底している。また、同時に、受け入れ調整機関である大阪府教育委員会と大阪府社会福祉協議会のそれぞれが関係する2種類の申し込み手続きを一緒に行っている。なお、平成12年度の申し込み者数は165名である。

II 3年次 配属決定ー 具体的な体験日程と派遣先は、大阪府教育委員会と大阪府社会福祉協議会が調整して決定した後、「介護等体験直前ガイダンス」を通じて学生に連絡する。配属決定が大阪府社会福祉協議会は1月、大阪府教育委員会は6月と時期が異なるため、直前ガイダンスを7月に実施することを予定している。その際、各施設での受け入れ条件、固有の問題点を説明する予定である。

b 長所と問題点および将来の改善に向けた方策

現在生じている問題点は、希望実施期間からはずれ、大学の開講期間中に体験日時を設定された学生から、期間の変更の要請を受けていることである。今後、施設との打ち合わせの中で、善処してもらえるかを打診中である。また、各学部により、休暇中の集中講義の期間が4月以降決定されることもあり、学生にとって日程の調整が非常に難しく、本部として、各学部への事情の説明と配慮を求める働きかけをすることが必要である。

ウ 就職指導に対する対応の状況

a 現状の説明

教員志望の学生については、就職部での斡旋は適応外となっているため、本部において独自に実施している。教育界への就職者数については、ここ数年来の傾向として、中学校、高等学校における生徒数の減少にともなう教員採用の激減により、希望者の多くが卒業後に非常勤教員あるいは無就業の状況で、翌年度さらには翌々年度の採用試験に備えて自学自習するという傾向が増加している。就職指導は大別して公立学校教員志望と、私立学校教員志望に分けられるが、前者については、例年、公立校の校長などを招聘して講演会を開催するとともに、近隣の府・県・市の教育委員会において開催される教員採用についての説明会に教員が出向き、その報告会を兼ねて、学生に対して「教員採用説明会」を本部教員が行っている。従来は、大阪府・市教育委員会の人事担当者が来校し説明会を行っていたが、教育委員会の方針の転換に伴って、本年度からこのような形態をとっている。また、私立学校については大阪府および近県の私学協会、主要私立学校に教員採用状況に関する質問書を送付し、その募集状況等についての資料を学生用掲示板に提示する等の方法を行っている。

b 点検と評価

進路相談や募集情報の提供などについては、本部の各教員の経験と協力のもとその運営がなされている。今後は従来の経験の積み重ねによるだけでなく、これまでの教員採用についての研究会の成果を生かしつつ、新たに平成12年度から「進路相談担当」を置き、より組織的に、学生の就職指導の充実を

実施に移している。とりわけ、近年の大きな教育改革の流れの中で、教員採用の在り方が今後大きく変化することが予想されるだけに、その動向に注目していかなければならないであろう。

c 長所と問題点および将来の改善に向けた方策

近年の教員採用の動向を見ても、新規卒者の割合が減少しているのに対して、教職経験および民間企業等の勤務経験を有する者の割合が増加している。このため教員採用試験は激しい競争となり、かなりの倍率となっている。この情勢は今後も数年間は持続するものと考えられる。こうした情勢のもとに近時の本学教員志望学生の動向として、1～2年間を非常勤職員職に就任しながら教員選考試験に応募する卒業生の増加が見られ、また、在校生の間でも、卒業後1～2年間は不定職を続けながら教員選考試験に臨むという傾向が一般化しているようである。これからの教員養成を考えると、本部としては次のような改善策を検討中である。

- I 在学生の教員選考試験についての指導をいかにすべきか。また、教員免許取得上の最低履修単位のための講座開講でよいのか。選考試験を意識しての講座の増加を計画する必要はないのか。
- II 教員志望の卒業生を対象とする研修生のような制度を設置する必要はないか。
- III 私立中学校・高等学校との連絡を密にし、私学への教員募集開拓を図る必要があるのではないか。
- IV 今後、中・高一貫教育が押し進められる傾向にあることに鑑みて、学生に対して、中学校免許と高校免許の両方の免許の取得を、これまで以上に奨めていく必要があるのではないか。

10 教職教育部の管理運営

a 現状の説明

本部は、他大学の教職課程とは違って、平成元年に教育法規の改正にともない、教職教育部として存在するようになった。とくに、大阪地区（法学部、商経学部、理工学部、薬学部、文芸学部）と、奈良県にある農学部が本部の担当領域である。したがって、各学部の教職課程の運営を統括しているため、学部間の格差はなく、本学の教育理念・目的のもとに、ひとつの方針で、教職教育に関する業務を遂行できるという利点がある。とはいっても、学部数の多いことや、奈良地区が範囲内にあるため、教職員の移動に所要時間の負担を背負っている。本部は、教授7名、助教授5名、講師3名、計15名のスタッフで構成されている。

採用人事、昇格人事は、教授会で検討され、研究業績、および教職課程担当者として資格、人物評価を中心に論議されて、業務を遂行している。本部は創設以来、部長職は法人の任命ということになっている。とくに、過去7年間、部長が附属高等学校長を兼職することになり、部長補佐を設けた。部長は、本部内にある教務委員会、紀要編集委員会、図書委員会、視聴覚委員会、教育実習委員会、予算委員会、その他数種の委員会を統括、運営にあたっている。

b 点検および評価

各種委員会は、それぞれの案件を担当して、業務を遂行しているが、免許法の改正や時代の急速な変化、そこから生まれる課題に対応することが難しくなっている。例えば、今回の免許法の改正にともない、情報工学や、外国語コミュニケーションなどは、今後ますますの発展、変化が予想されるだけに、はやめに対応できる体制に取り組みなくてはならない。こういったことから、本部のあり方も、根本的に検討しなくてはならないと考えている。本部は、15名の構成メンバーの意思疎通が肝要であるばかりでなく、活性化への努力と、成果を学生に還元する努力が必要である。

c 長所と問題点

先にも指摘したように、本部は大阪、奈良地区にある7学部の教職課程を担当しているので、学部間の格差がなく、ひとつの方針に基づいた整合性をそなえていることが長所といえる。しかし15名のスタッフでは、各教員の負担が多く、とくに教育実習が集中する5月下旬から6月の期間中は、実習指導で実習校へ出張することが多く、学生への履修相談に十分に対応できないため、問題が発生することもあり、本部運営上の課題のひとつといえよう。

d 将来の改善および改革にむけた方策

まず、本部の活性化を期待するためには、本部所属教員の意思の疎通を計り、円滑に稼働するために、管理運営にあたる部長、役職者の責任は重い。幸い、本部は15名で構成されていて、教員室も同じフロアにあるため、教員各自のいっそうの自覚があれば、さらによい方向に向いていくであろう。

方策の一として、部長、役職者の公選、方策の二として、教職員の学生との接触を密にする。方策の三として免許法の改正にともない、各分野での教員の配置バランスを強化する。例えば、教育学、心理学の分野の増員。方策の四として、管理運営のみならず、授業の円滑化のため、本部専属の教員室、図書室、資料室、会議室、学生相談室等を含めた管理棟と教室の確保が望まれる。

11 教職教育部の自己点検・評価の組織体制

ア 自己点検・評価のシステムと有効性

α 現状の説明

組織の運営には、構成員全体の意見の集約、そして共通理解の徹底が求められることはいうまでもない。本部では月例専任者会議を基本とし、緊急案件があれば、そのつど会議を招集して部の運営をはかっている。会議の構成は、全教員と本部関係事務職員で構成されており、本部における諸現状の自己点検・評価は、常にこの専任者会議によって討議され、改めるべきものは早急にその打開に努めている。もちろん、討議結果は全員の基本的合意の上に、部長の判断を原則としているが、その処理のために、関係委員会に付託あるいは新委員会の設置等をみる場合もある。

上記に関連して、現在、本部内に設置されている委員会は、「教務委員会」「予算委員会」「図書委員会」「教育実習運営委員会」「視聴覚委員会」「紀要編集委員会」等であり、全教員は各委員会のいずれかに分担所属し、本部の運営活動に従事し、その運営活動をとおして、本部の自己点検・評価に関与している。なお、今回の大学基準協会をもととする、自己点検・自己評価については、部長以下6名よりなる評価委員会を特に設置し、この委員会を中心として、既存の各委員会等より幅広い意見を求め、自己点検・自己評価の実施体制を確立している。

β 点検・評価および長所と問題点

本部は全教員15名という比較的小規模な部であり、また全員が教育学・心理学関係という性格から、構成員全体の意志疎通が得やすく、部の運営活動をとおしての自己点検・評価も、比較的円滑な実施展開が可能な体制にある。しかし、教職課程履修学生は本部の専属学生ではなく、他の諸学部にも所属するものであり、諸学部との密接な連携なしには、本部のみで専決できない課題もある。例えば、教科専門科目を主体としている諸学部の関係科目を、教育職員免許法および同施行規則にどのように整合させ、どのように諸学部との共通理解体制をはかるべきか。情報処理や視聴覚教材の活用を要求される現在の教員免許取得に際し、これらの施設・設備をほとんど持たず、諸学部の施設・設備の借用に依存している現状から、時間割編成や教育展開等の上で、独自の教育システムを取りにくい面がある。

これらの課題の解決のために、諸学部の教務委員等との間に、必要に応じて連絡会議を持っているが、関係学部は、法学部・商経学部・文芸学部・理工学部・農学部・薬学部等の多学部にわたるため、諸学部の各々の特色を重んじながらの共通体制確立には、時として困難を感じさせられる場合もある。

γ 将来の改善・改革に向けた方策

各学部の枠を超えた教育職員養成教育というシステムの面で、本部が学生の指導・相談等に果たしている役割は、多大のものと考えられる。その最大のものは、教職課程が独立した存在であるために、教育職員免許の取得が大学の副産物的なものとならず、本格的な教育職員養成教育を確立し得ていることである。しかし、前記のように、内在する課題は多々あり、この解決のために、今後、全学的な組織体制の確立が望まれる。例えば、独自の教職教育部棟というものが存在せず。したがって、講義教室・実験教室等々は、すべて諸学部の空き時間のものに依存しているため、教員も学生も時間により棟から棟へと渡り歩いての開講という、非能率的な形式がみられたりするが、こうした問題も、本部のみで解決できるものではなく、全学的な自己点検・評価の組織体制の上に、始めて解決可能な課題といえよう。

イ 改善・改革のシステムと有効性

a 現状の説明

本学の学則規定には、教職課程運営委員会規則が規定されており、教職課程について全学部代表が一堂に会しての連携協議が規定されているが、必ずしも活発に運営されているとはいえない、むしろ、必要に応じて本部教務委員が他学部教務委員に呼びかけ、必要事項の個別的協議解決を実施しているのが現状である。

b 点検・評価および長所と問題点

上記のように、教職課程の当座の運営をめぐっては、本部教務委員と他学部教務委員との個別協議により、個々の派生問題については、早急な解決合意がみられているが、しかし、この形式は本学の教職課程をめぐる抜本的な解決には至っていない。今後、全学的な組織体制としての、教職課程運営委員会の目的・機能等を明確化し、密接な連携が望まれる。

c 将来の改善・改革に向けた方策

以上のように、教職課程については、全学的な取組の下に衆知を集め、その実施機関として、本部を位置づけられる必要があり、今回の自己点検・評価をもとに、一層の教職課程の充実が望まれる。

12 教職教育部学生に対する進路への配慮

前述のように、本部には専門の所属学生は存在しないため、多面的な進路対策は実施していない。教育界希望学生のみ対象にして、進路への配慮・指導を実施している。その具体的な内容については、「5 学生生活への配慮」の項で述べたとおりである。同項を参照戴きたい。

13 教職教育部の情報化への対応

前述のように、本部は歴史が浅いために、専門棟はもち論、専属の講義教室・実験教室等を所有しないため、情報研究・教育等については、各学部の施設・設備を借用し、依存している現状である。しかし、情報収集・研究・教育の重要性については、全教員の認識している所であり、各学部の施設・設備に依存しながらも、最善の努力を払っている。具体的内実については、「4 教育課程」「7 施設・設備」等の項を参照戴きたい。

14 教職教育部の国際化への対応

ア 国際化への対応の取組

a 現状の説明

教職員養成という面からも、本部教員には、国際的な視野と研究・研修が求められることは多言を要しないが、本部における設置科目は、教員の人員の関係から、教育職員免許法および同施行規則上の、最低限度近くにとどめられているため、教員の本格的国外留学等は、極めて困難な状況である。わずかに、数年に1名程度が、夏期休業期間等を利用して、情報収集的な短期派遣をみている程度である。しかし、教員個々人は、情報誌等をとおして、各国の教育研究・教育事情等の収集に努め、各分野における国際化への対応に努力を払っていることはいうまでもない。

b 点検・評価および将来の改善・改革に向けた方策

上記のような状況であるため、本部の国際化への対応への取組は、かならずしも満足すべきものとはいえない。今後とも、教員個々人の努力とともに、教員、特に若手教員を交替で国外留学・派遣等を実施し、それをもとに、諸外国の大学・研究機関等との交流・情報交換等を密にすることが望まれる。

イ 海外からの留学生の受け入れ

a 現状の説明

本部は教職課程履修希望学生を主体としているため、日本の教育職員免許状の通用を認めている台湾以外には、留学生は存在しない。したがって、数年に1～2名程度の台湾からの留学生がみられる程度である。

b 点検・評価および問題点

上記のように、日本における教職員免許状の諸外国での有効性の問題、そして、現在の日本社会では、在日外国人の教員採用に閉鎖的な都道府県が、すくなく存在するために、日本の教職員免許状に対する魅力は少なく、このことが、留学生はもとより、在日外国人の受け入れにも影響しているものと思われる。

c 将来の改善・改革に向けての方策

上記のように、単に本学・本部のみで解決できる問題ではなく、諸外国および日本の教員制度に関する問題であるので、将来の改善・改革は極めて難しいものがあるが、国際交流のさげられる現在、本部としても、機会あるごとに、この問題について、諸機関に働きかけていく必要性が認められる。

15 教職教育部の社会との連携

力 生涯学習への対応

a 現状の説明

教員養成を主体とした教育学研究を担う独立した部として、社会人教育（とりわけ現職教員教育）は重要な意味をもつものと考えられる。しかし、開設科目数や施設などの面から、一般社会人や現職教員の受け入れ態勢はこれまでのところ取れていない。本部が主体的に生涯学習に門戸を開いているのは、主として、本学卒業者に対する科目等履修生としての受け入れである。

一方、通常の生涯学習をやや拡大した観点では、毎年数百名の学生が教育実習を行うので、この機会に本部から教員を実習校に派遣し、教育実践のあり方などについて、実習校教員との間で意見交換を行うなどの交流をもっている。

また、平成12年度からは「介護等体験」が本格実施されることから、盲・聾・養護学校等や障害者・老人施設等において1週間程度の体験実習を行うこととなっている。これは義務教育学校の教員免許状取得に義務づけられたものであるが、義務とはいえ、学生がそこで体験するものの意義は大きく、学生にとっての生涯学習に大きく寄与するものと期待される。

b 点検・評価および長所と問題点

教育をとりまく情勢が急激に変化し教員のたゆまぬ研修が求められている昨今、地域に根ざす教育研究機関として、生涯学習に対するいっそうの取り組みが必要と思われる。

また、本学卒業者の科目等履修生の受け入れにおいても、現状では学部在籍学生を優先する教育課程であるため、原則として、卒業直後の3年間に受講を制限するなど柔軟性に欠ける点がある。今後、学部在籍学生との関係の調整、また、社会人研修講座等の実施についても検討していく必要がある。

c 将来の改善・改革に向けた方策

具体的方策はなお将来に向けた課題といえるが、施設・制度の改善・改革のもと、本部の社会的機能高め生涯学習への要請に応えるため、以下のような方策が考えられる。

I 本学卒業者で教育界に活躍する人々を組織化し、教育者としての質的向上を目指した教育研究組織を構築し、可能な範囲で研修会等を実施する。

II 本学周辺地域の小・中・高校等の教職員との連携を深め、本部を地域教育界における中心的機能を果たす場として位置づけるとともに、教育研究交流や相互研修等をとおして相互の質的向上を目指す。

III I、IIの上に立ち、現職教員教育をも視野に入れた大学院修士課程（現職教員の教育にあつては教育職員専修免許状の取得に向けた科目開設）の設置を実現し、より高度な教育研究活動に当たる。

以上3点が具体的方策として考えられるが、特にIIIについては本学では従来、大学院修士課程での教職課程カリキュラムは、すべて「教科に関する科目」をもって充ててきたので、「教職に関する科目」をも用意していく必要がある。そうしたカリキュラム編成上の問題や教員の定数確保等の問題を含み、今後検討していかなければならない問題は山積している。それらの課題を、諸学部との連携のもとに検討し、本学の理念・目的にそくした組織・体制づくりを志向していくことが望まれる。

終 章

1 長所と問題点に対する教職教育部自身の総合的評価

本文内にもしばしば触れたとおり、本部は、創設以来 10 年という新設の部であるため、環境的条件等において、問題点の存在することは否定できない。そのために、創設以来、常に自己点検・自己評価を続けて、本部の改革・発展に多くの成果を上げてきている。特に、本部は教職教育を主点としているため、教育職員免許関係法令の動向と密接な関係を持つものである。部設置以来、平成元年・平成 10 年と 2 度に渉る、文部省による免許関係法令の改正、さらには議員立法による中学校教員免許取得のための、介護等体験の必須化等を経験した。その都度、本部教育課程の自己点検・評価を実施し、文部省に対する課程再認定、あるいは府教育委員会への申請を行ない、無事に認定を受けてきた。特に、課程再認定が、比較的円滑に文部省の認可を得られたのは、本部創設以来、部内の自己点検・自己評価の積み重ねが有効であったことを、あらためて自己認識させられる次第である。

2 改善・改革のための方策とその全体的効果に関する今後の見通し

本部は、本学内諸学部より独立し、諸学部内の教育界を志す学生の育成を対象とするという、明確な目標を持つ部である。そのために、所属全教職員の意識も、社会的要請に対応した優秀教育者の育成という一点に集中しており、自己点検・自己評価についての全教職員の意思疎通も、比較的容易な体制にある。この体制の故に前項に述べたように、比較的短期間の間に、多くの成果をあげてきたものと自負する次第である。本報告書内に記したように、本部には運営上、未解決の問題も少なしとしないが、この好体制の維持のもとに、今後の改善・改革を進めたい。改善・改革の基本は、全教職員の共通意識をもととした、全員の和にあると思考するものである。本部は、新設の部という歴史の浅さから、部の性格・運営等を硬直させることなく、柔軟性を保持しており、この柔軟性のもとに、自己点検・自己評価を繰り返しつつ、全教職員が一体となって、よりよき教職教育の確立に邁進したいと思考する次第である。

3 教職教育部の将来発展の方向性

本報告書では、教職教育という本部の性格から、記述上、教育職員免許関係法令との関連性、そして、その環境的条件整備を意識しながら、自己点検・自己評価について述べた。すなわち、本部の将来発展の方向性は、「如何にして、広い教養と良識とを持つ、優れた教員育成を行なうか」という一点に集中される。新設の部という性格上、環境的条件等において、やや不備な面もみられることは、本文内にも触れた所である。昨今における、少年非行等の多発をもととする、教育界に対する批判・改革の社会的要請の強い現状をふまえ、本部の教育体制・研究体制等の、より整備・充実につとめ、優れた教員育成に一段の努力を集中するために、全教職員一体となって、一層の自己点検・自己評価を続け、教職教育部の発展を志向している次第である。

以上